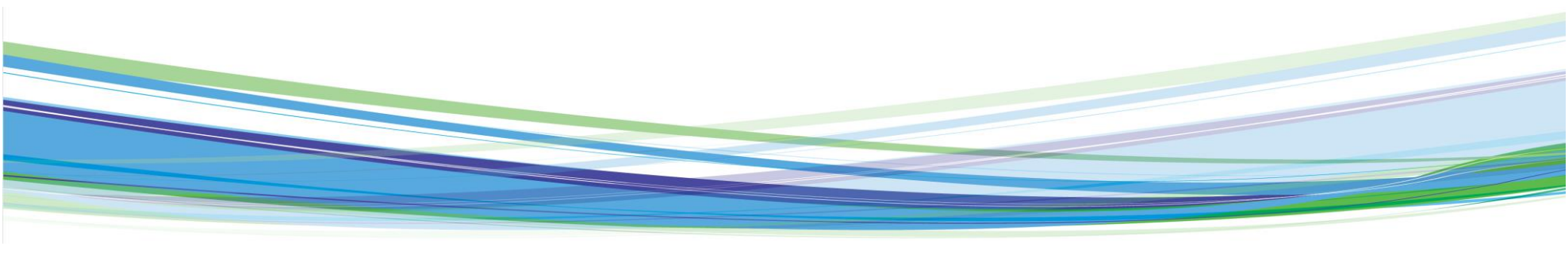




# 今後の金融行政の課題と方向性

読売・TDBフォーラム北陸

2024年4月16日（火） 金融庁長官 栗田 照久



1. 災害復興、事業者支援の取組	P2
2. 経済・市場の動向	P27
3. 金融面(資産運用立国)の取組	P33

## 1. 災害復興、事業者支援の取組

---

- 新型コロナが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつあり、我が国は本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗ることが期待される。
- 他方で、原材料・エネルギー価格等の高騰や人手不足の影響等により、厳しい環境に置かれた事業者が数多く存在している中、実質無利子・無担保融資の返済が本格化している。
- 特に地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては地域金融機関自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。

## 【事業者支援の一層の推進】

- 資金繰り支援にとどまることなく、**金融機関が事業者の実情に応じて、以下の各種支援ツール等を活用しながら経営改善支援や事業再生支援等を実施することを促す。**
  - ✓ コロナ借換保証や資本金劣後ローン
  - ✓ 認定経営革新等支援機関（税理士や弁護士等）や中小企業活性化協議会による各種支援ツール
  - ✓ 中小企業基盤整備機構や地域経済活性化支援機構（REVIC）等のファンド
  - ✓ 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」
- 金融機関への事業者支援に関する**重点的なヒアリングの実施**を通じて、**事業者支援の具体的な取組状況を確認し、把握した課題等について継続的に対話を行う。**
- 財務局による「**事業者支援態勢構築プロジェクト（※）**」については、重点的なヒアリング等により把握した課題等を踏まえながら、**経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、取組を発展**させていく。  
(※) 経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援に当たっての課題と対応策を、地域の関係者（金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等）と共有するプロジェクト。
- 「**中小企業の事業再生等に関するガイドライン**」について、**地方における事業再生の担い手の育成・拡充策**として、ガイドラインを活用した案件に関与する専門家（弁護士等）の補佐人の選定要件を緩和する等の見直しを検討する。
- 災害発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局等と緊密に連携し、金融機関による迅速かつ的確できめ細やかな被災者支援を促す。



## 【事業者支援能力の向上】

- 地域金融機関の現場職員が**事業者支援のノウハウを共有**する取組を後押ししていく。
- 経営改善支援に当たっての優先順位付けに活用しうる**AIモデルの更なる高度化**を進め、活用に向けた課題を整理する。
- 「**業種別支援の着眼点**」（2023年3月公表）について、対象業種の拡充と普及促進に取り組む。
- **REVICの有する事業再生支援に関する知見・ノウハウ**を手引きとして集約し、実践的な研修等を通じて地域金融機関の現場職員に展開する。
- 経営人材のマッチングを促進するため、REVICが整備する人材プラットフォーム（**REVICareer : レビキャリア**）の活用促進に取り組む。
- 地域金融機関による**事業者のデジタル化支援**を関係省庁と連携して後押しする。

## 【事業者支援の更なる促進に向けた対応】

- 事業者の経営改善支援や事業再生支援等について、**地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブと整合的なものであることが望ましい**。こうした観点から、**事業者支援をめぐる課題（下記）を調査・分析**し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進め、対外的に発信していく。
  - ✓ 地域金融機関を取り巻く経済・ビジネス環境等が地域金融機関の事業者支援の取組姿勢に与えている影響
  - ✓ 事業者支援に関わる地域金融機関職員個人の評価・育成・キャリア形成に関する組織としての考え方や制度 等
- 地域金融機関のビジネスモデルにおける、事業者へのデジタル化支援事業や人材紹介事業等の位置付けや収益管理の状況、これらの事業を行うに当たっての外部人材の活用や内部人材の育成策などについても調査・分析する。

## 【経営者保証に依存しない融資慣行の確立】

- 金融機関による経営者保証への安易な依存をなくし、事業者の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋げていくべく、「**経営者保証改革プログラム**」（2022年12月公表）の**実行を推進する**。  
（具体的な取組）
  - ✓ 「金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数」や「金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等」の把握
  - ✓ 金融庁に新たに設置した「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等も踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施

## 【事業全体に対する担保権の早期制度化】

- 幅広い事業者に対し、その持続的な成長を促すような資金提供が実施されるためには、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、**事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資**を行う必要がある。
- こうした観点から、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（2023年2月公表）で示された「**事業者の知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度（事業成長担保権）の創設**」について**関連法案の早期提出を目指す**（※第213回国会に提出）とともに、事業成長担保権の制度趣旨に関する金融機関や事業者等の理解促進に取り組んでいく。

令和6年2月16日(金)

令和6年能登半島地震を受けて、金融庁・財務局において以下のような施策を講じております。

	対応	内容	
1	金融機関に対する金融上の措置要請	石川県、富山県、福井県、新潟県内の関係金融機関等に対し、財務局長及び日銀支店長の連名により要請文を发出	1月2日
2	金融機関の被害状況の把握	財務局を通じ、金融機関の店舗・ATMの営業状況を把握する体制の構築	1月2日
3	金融庁内の対応体制の強化	金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置	1月2日
4	被災者からの相談等に対する対応	被災者からの相談を受け付ける「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」(フリーダイヤル)を設置。	1月4日
5	対外情報発信	被災者の方々の金融分野の生活支援等に資する情報を掲載する特設ウェブサイト(日英)を設置	1月4日
6	金融機関からの情報収集	金融機関のニーズ等を把握するための情報収集を随時実施	1月4日
7	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起	義援金等を装った詐欺に関する注意喚起文を公表	1月5日
8	金融機関に対して資金繰り支援の徹底等を要請	官民金融機関に対し、関係省庁と連名で、事業者等の資金繰り支援の徹底等を要請	1月5日
9	金融機関の休日相談窓口一覧を公表	各金融機関にて設置された休日でも対応可能な相談窓口の一覧を公表	1月5日
10	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置	有価証券報告書等の提出期限に関する特例措置を周知	1月5日
11	寄附のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等における本人確認の簡素化、柔軟化	金融機関等に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を发出	1月11日

令和6年2月16日(金)

	対応	内容	
12	有価証券報告書等の提出期限に関する特別措置	有価証券報告書等の提出期限に関し、「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」による特別措置を周知	1月12日
13	被災者が貸金業者から返済能力を超えない借入を行うための手続きの弾力化	日本貸金業協会に対し、貸金業法施行規則の一部改正を踏まえた対応について要請文を発出	1月17日
14	金融機関等の報告の提出期限等に係る措置	金融機関等の報告の提出期限等に関する特例措置を周知	1月23日
15	貸出条件緩和債権の判定に当たっての取扱い	金融機関に対し、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の計画期間の延長など、貸出条件緩和債権の判定に当たっての柔軟な取扱いについて周知	2月16日



# 金融機関等への要請（北陸財務局）

○ 北陸財務局が「令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について」を要請しました（令和6年1月2日）。

令和6年1月2日

財務省北陸財務局長 金森 敬  
日本銀行金沢支店長 吉濱 久悦

令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

今回の令和6年能登半島地震にかかる災害等（災害のおそれを含む。以下同じ。）により災害救助法が適用された石川県内の被災者等に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう預貯金取扱金融機関、証券会社等、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者及び電子債権記録機関に要請しました。

また、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合等も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請しました。

併せて、本要請内容について営業店への周知徹底を図るとともに、被災者等の被災状況等に応じて、きめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう要請しましたので、お知らせします。

## 1. 預貯金取扱金融機関への要請

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに应ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて应ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに应ずること。  
また、当該預金等を担保とする貸付にも应ずること。
- (4) 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。
- (5) 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに应ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に应ずること。
- (8) 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に应ずること。
- (10) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いとすること。
- (11) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。  
また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずること。
- (12) (1)～(11)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。
- (13) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

## 2. 証券会社等への要請

- (1) 届出の印鑑を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに应ずること。
- (2) 有価証券紛失の場合の再発行手続きについての協力をすること。
- (3) 被災者等から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに应ずること。
- (4) (1)～(3)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。
- (5) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。
- (6) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

## 3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

- (1) 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 生命保険又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- (3) 生命保険料又は損害保険料の払込については、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (4) (1)～(3)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。
- (5) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

## 4. 電子債権記録機関への要請

- (1) 被災者等の電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。
- (2) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- (3) 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
- (4) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

（本件に関する照会先）  
財務省北陸財務局理財部金融監督第一課  
電話 076-292-7859  
日本銀行金沢支店営業課  
電話 076-223-9514

以 上

※富山県、福井県、新潟県の金融機関にも同様に要請  
（新潟県は関東財務局より要請）

- 被災した事業者や、同事業者と取引関係のある事業者など、災害の影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、関係省庁連名で要請文を发出了しました（令和6年1月5日）。

内閣府  
金融庁  
財務省  
厚生労働省  
農林水産省  
水産庁  
中小企業庁  
令和6年1月5日

- (5) 住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。また、災害の影響を受けている顧客に係る個人信用情報の取扱いについて、被災地域の顧客が不利益を被ることがないように十分に留意すること。
- (6) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用について、手続き方法やその活用メリット等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じること。

各協会等 代表者 殿

## 令和6年能登半島地震に関する事業者等への資金繰り支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請も踏まえ、事業者への資金繰り支援等に取組んでいただき感謝申し上げます。今回の令和6年能登半島地震については、被災された事業者は勿論のこと、同事業者と取引関係のあるものを含め、災害の影響を受けた事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、事業者の実情を踏まえながら、きめ細かく、弾力的・迅速な対応に努めていただく必要がございます。

そのため、官民金融機関等に対して、以下の内容の要請をいたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等に周知徹底を図るようお願いいたします。

### 記

- (1) 事業者への資金繰り支援について、災害の状況や資金需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更など、災害の影響を受けている事業者に最大限寄り添った柔軟かつきめ細かな支援を徹底すること。その際、今回、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫、信用保証協会等において開設した特別相談窓口での対応も含めて、災害の影響を受けた事業者の実態把握に努めること。
- (2) 災害のために支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うほか、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。また、災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いの上、取立ができることとすること。
- (3) 災害の影響を受けた事業者の実態やニーズを適切に把握した上で、復旧・復興に向けた経営課題の解決策の提案や経営再建計画の策定支援など、足もとの資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援を積極的に行うこと。
- (4) 災害の影響を受けた事業者への支援に当たっては、他の金融機関や支援機関等との連携・協働に努めること。その際、コロナ融資などの既往債務の状況など事業者の実情を踏まえ、今回の地震を受け実施する
- ① 信用保証協会が別枠で100%保証するセーフティネット保証4号
  - ② 別枠で融資が受けられる日本政策金融公庫等の災害復旧貸付等を積極的に活用・提案すること。

令和6年1月25日(木)

令和6年能登半島地震を受けて、金融機関等では以下のような対応をとっております。

	対応	内容	
1	預金の払戻し時の柔軟な取扱い等	各金融機関が、通帳等紛失時の預金払い戻しに係る本人確認の便宜扱いや定期預金等の期限前払戻し等に応じるための態勢を整備。	1月2日
2	被災者の信用情報について特別措置を実施	(株)日本信用情報機構及び(株)シー・アイ・シーが以下の特別措置を実施 ①被災者が自己の信用情報の開示等を求める際の手数料を無料化 ②被災地域の居住者である旨を信用情報に追記し、貸金業者等に被災者への配慮を促す ③自然災害債務整理ガイドラインに基づき債務整理が行われた個人債務者の信用情報については、同ガイドラインに基づいて対応すること等を会員に周知	1月1日 <small>(災害救助法の適用をもつて実施)</small>
3	保険料の払込、保険契約手続の猶予	保険料の払い込み及び保険契約の更新手続(継続)を猶予(最長6か月)。	1月3日
4	契約保険会社の照会制度のご案内	災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊等により保険会社との保険契約に関する手がかりを失った顧客に対する契約照会の受付について案内。	1月3日
5	銀行界としての被災者対応の徹底	全国銀行協会が「令和6年能登半島地震にかかる災害等への対応」を公表。 ・手形交換に関する特別措置 ・個人信用情報の取扱い ・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」への対応	1月4日
6	被災者の信用情報について特別措置を実施	全国銀行個人信用情報センターが以下の特別措置を実施。 ①個人信用情報の取扱いについて ・今般の災害を起因とした貸出金の返済猶予等については、当センターへの登録内容と齟齬が生じないよう十分留意すること ・自然災害債務整理ガイドラインにもとづき債務整理が行われた個人債務者の個人信用情報については、同ガイドラインにもとづいて対応することなど ②被災者の本人開示手数料を無料化 など	1月4日



令和6年1月25日(木)

	対応	内容	
7	金融機関による相談対応	各金融機関では相談窓口を設置(休日対応含む)	1月4日
8	生命保険にかかる保険金の支払いの柔軟化	全ての生命保険会社において、今回の災害で被災された顧客との保険契約に対して、約款上の地震による免責条項等を適用せず、災害関係保険金・給付金を全額支払うことを決定(生保協会がプレスリリース)。	1月4日
9	貸金業者に対する被災者への適時、適切な対応の要請	日本貸金業協会が、貸金業者に対し、被災者からの相談対応等について、きめ細かい丁寧な対応を行うよう要請。	1月5日
10	被災上場企業の決算発表の延期容認等	東京証券取引所は上場会社に対し決算発表を45日以内に行うことを要請しているが、被災上場企業についてはこの期限にとらわれる必要がない旨等を全上場会社に通知。	1月5日
11	生命保険の契約者貸付利率の減免	一部の生命保険会社が、災害救助法の適用地域に居住する保険契約の契約者貸付(※)利率を減免(各生命保険会社がプレスリリース)。 ※ 契約者貸付:保険会社が保険契約者に対し、保険契約の解約返戻金の範囲内で貸付を実施する仕組み	1月5日以降 順次開始
12	生命保険会社による入院給付金等の特別取扱いや融資先からの相談対応	一部の生命保険会社が、被災地の事情等により直ちに入院できなかった被災者の入院給付金について、ケガをした日から入院を開始したものとする特別取扱いを実施。また、被災地の融資先(法人・個人)からの返済条件変更等の相談対応を実施。	1月5日以降 順次開始
13	義援金口座への振込みに係る手数料の無料化	全国銀行協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、商工組合中央金庫、JAバンクが、特定の義援金口座への振込みに係る各団体の会員金融機関の間での手数料の無料化を決定。	1月5日以降 順次実施
14	銀行界としての被災者対応の徹底	全国銀行協会が、申し合わせ事項を取り決め、公表。 ・金融庁が要請した「金融上の措置」、「事業者等への資金繰り支援」、「犯収法施行規則の一部改正を踏まえた対応」の徹底 ・全国銀行個人信用情報センターが要請した「個人信用情報の取扱い等に関する対応」の徹底 ・義援金口座宛て振込手数料の無料扱い ・災害救助法の適用市町村以外の被災者についても自然災害対応債務整理ガイドラインの対象となり得る旨の周知 など	1月12日



令和6年1月25日(木)

	対応	内容	
15	「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」の再周知	全国銀行協会が、被災者の状況等を踏まえた預金の払出しの柔軟な対応に関して、「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」(2022年5月16日公表)を再周知・公表。	1月15日
16	地震保険金の損害認定に係る「共同調査」の実施	日本損害保険協会が、地震保険金の支払い迅速化のために、航空写真・衛星写真を用いた「共同調査」を実施することを公表。 ・共同調査では、損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真・衛星写真を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定。 ・共同調査により、「全損地域」または「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物は、現地調査を省略することで、保険金支払を迅速化。 ・共同調査の認定結果については、後日、日本損害保険協会のホームページに掲載。	1月18日
17	義援金口座への振込みに係る硬貨取扱手数料の免除	全国銀行協会が、特定の義援金口座への振込みに際し、大量の硬貨を銀行窓口を持ち込んだ場合には、硬貨取扱手数料を免除する旨、公表。	1月25日

# 「能登半島地震復興支援ファンド」の設立



## 「能登半島地震復興支援ファンド」の設立、及び「能登産業復興相談センター」の開設について（令和6年能登半島地震による被災事業者の二重債務問題対応）

令和6年3月29日  
内閣府・金融庁・中小企業庁

<別紙>

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、令和6年能登半島地震で被災した事業者の二重債務問題に対応するため、石川県や地域金融機関等と共同で「能登半島地震復興支援ファンド」を設立します。

これに伴い、4月1日（月曜日）に公益財団法人石川県産業創出支援機構内に「能登産業復興相談センター」を開設し、同日より、能登半島地震における被災事業者への復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談対応を開始します。また、4月2日（火曜日）に相談センターの開所式を行います。

### 1. 「能登半島地震復興支援ファンド」の設立について

REVIC及び中小機構は、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」（令和6年1月25日令和6年能登半島地震非常災害対策本部決定）を踏まえ、石川県や地域金融機関等と共同で「能登半島地震復興支援ファンド」（以下「ファンド」という。）を設立します。ファンド総額は100億円となります。詳細は別紙を御参照ください。

また、株式会社北國フィナンシャルホールディングスの子会社である株式会社QRインベストメント及びREVICの子会社であるREVICキャピタル株式会社は、双方が有するノウハウを拠出し、ファンド運営を担う専業会社「のと復興支援株式会社」を共同で設立しております。

### 2. 「能登産業復興相談センター」の開設について

#### (1) 開設の趣旨

コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題への対応に関して、被災事業者への復旧・復興に向けた資金繰り支援をはじめとする各種相談体制を構築し、ファンドでの債権買取支援等につなげるために能登産業復興相談センター（以下「相談センター」という。）を公益財団法人石川県産業創出支援機構内に開設し、同機構が運営します。

#### (2) 開設場所

七尾商工会議所内 3階 302会議室  
所在地：石川県七尾市三島町 70-1 電話：0767-58-5008  
(注) 今後、奥能登地域にも相談窓口を開設予定。

#### (3) 主な業務内容

- ワンストップ相談窓口業務（関係支援機関・支援施策の紹介等）
- 事業計画・再生計画の策定支援
- ファンドによる債権買取等の支援

#### (4) 今後のスケジュール

- 4月1日（月曜日） 相談センターを開設、相談対応開始  
4月2日（火曜日） 七尾商工会議所において開所式を開催

(別紙) 「能登半島地震復興支援ファンド」及び「のと復興支援株式会社」の概要

### 【能登半島地震復興支援ファンドの概要】

名称	能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合 (通称:能登半島地震復興支援ファンド)
ファンド総額	100億円
組合員構成・出資予定額	REVIC及び中小機構: 7,900百万円 石川県: 500百万円 地域金融機関等: 1,600百万円 (出資金融機関等:北國銀行、北陸銀行、興能信用金庫、のと共栄信用金庫、石川県信用保証協会、商工組合中央金庫、のと復興支援)
存続期間	15年間(最大3年間の延長が可能)
業務運営者	のと復興支援株式会社
支援対象となり得る事業者	輪島市・珠洲市・七尾市・能登町・穴水町・志賀町に所在する中小企業・小規模事業者等であって、令和6年能登半島地震で被災した事業者

### 【のと復興支援株式会社の概要】

名称	のと復興支援株式会社
所在地	石川県金沢市武蔵町1番16号
事業内容	上記ファンドの運営
資本金	30百万円
決算期	3月
出資者	株式会社QRインベストメント REVICキャピタル株式会社

令和6年能登半島地震で被災された皆さまへ

## 令和6年能登半島地震の影響で、 住宅ローンなどの返済に お困りではありませんか？



「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」  
により

### 住宅ローンなどの 免除・減額を 申し出ることができます。



#### メリット1

手続  
支援を **無料で**

弁護士等の「登録支援専門家」による  
手続支援を無料で受けられます。

弁護士のほか、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、  
特定調停の申立ての手数料も法令上の手当てにより無料  
となります。

対象者：令和6年能登半島地震に限り災害救助法が適用  
された市区町村に住所、居所、営業所又は事務  
所を有していた方

適用期間：2024年1月1日から2026年12月31日ま  
でに、裁判所に民事調停の申立てをする場合

#### メリット2

義援金等に加え  
財産の一部を  
手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活  
状況などの個別事情により異なります。

#### メリット3

個人信用情報として  
登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報と  
して登録されないため、新たな借入れ  
に影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

- (注) ●債務の免除等には、**一定の要件**（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、  
家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの**借入先の同意**が必要となります。また、簡易  
裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください
- 金融庁、財務局及び運営機関が他の事業者にて本件事業等を委託することはありません。本ガイドラインを利用  
するための支援と称して報酬を求める悪質業者等にご注意ください。



## 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

### 手続の流れ

#### ①手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年取、資産（預金など）の状況などをお聞きすることがあります。



(注) お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終了した日をもって手続着手の申出日になります。

#### ②専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

(注) 「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。



#### ③債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。



#### ④「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。



#### ⑤「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は1カ月以内に同意するか否か回答します）。



#### ⑥特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。



(注) 「登録支援専門家」は特定調停申立書類の作成等の支援はできますが、原則として、特定調停の場に出頭することはできず、債務者ご自身に出頭いただく必要があります。

#### ⑦調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。





2024年3月8日  
経済産業省  
金融庁  
財務省

## 再生支援の総合的対策

1. 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク(本年4月)に万全を期すため、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長するとともに、②保証付融資の増大や再生支援等のニーズの高まりを踏まえて支援を強化する。
2. なお、本年7月以降は、例えば、日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなど、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

### コロナ資金繰り支援

#### 主な施策

1. ①コロナセーフティネット保証4号(100%保証、借換目的のみ)、②コロナ借換保証(100%保証の融資は100%保証で借換)を本年6月末まで延長。
2. 日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付については、現行制度を本年6月末まで延長。7月以降は、災害貸付金利を適用(特例金利(▲0.5%)を廃止)し、特別貸付制度は継続(期限あり)。
3. 日本政策金融公庫等のコロナ資本金劣後ローンを本年6月末まで延長するとともに、総合経済対策(令和5年11月)に基づき利用を促進。

### 1. 信用保証協会による支援の強化

#### 主な施策

1. 信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正【24年6月】
  - ① 金融機関との連携の上、保証付融資の割合が高い先など支援先を特定し、協会が主体的に支援。
  - ② 経営改善支援の効果検証指標を設定(売上高営業利益率、EBITDA等)し、目標・実績を協会別に公表。
  - ③ 中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表。
  - ④ 過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。
  - ⑤ 「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明。利用実績を協会別に公表。
2. 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進【24年4月】
  - 保証申込時等の契約書において、事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会・事業承継・引継ぎ支援センターを明記。再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化を図る。
3. 求償権放棄の円滑化(再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請)【24年3月】

## 2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

### 主な施策

1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ【24年4月】
  - **低評価協議会**(相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会)に対して、**業務改善計画の策定**(相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等)を義務付け。
2. 「協議会補佐人制度」の創設【24年4月】
  - ① 協議会で再生支援を行う**弁護士等**の下で、**地域の専門家が「補佐人」として支援に参画**できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。
  - ② 当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。
3. 事業承継・引継ぎ支援センター・よろず支援拠点との連携推進【24年3月】
  - 各機関における評価において、**案件の受け渡し件数の見える化**や**評価比重を拡大**する。

## 3. 再生ファンド(中小機構出資)による支援の強化

### 主な施策

1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設【24年4月】

ファンドの**存続期間を最長15年→20年に拡充**、再生支援に充てられる期間を長期化(投資期間を10年程度にすることが可能)。等
2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成

## 4. 民間金融機関による支援の強化

## 主な施策

## 1. 一步先を見据えた経営改善・再生支援の強化

- ① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、**一步先を見据えた対応を求める**。【24年4月適用開始】
  - 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有(プッシュ型での情報提供)
  - メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進
- ② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、「**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**」等の策定を**促進**。【24年度～】
- ③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

## 2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

- ① 経営改善・事業再生支援に関心のある**地方の専門家(弁護士、税理士、会計士等)**を発掘、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の**連携強化を目指すイベントを開催**。【24年中】
- ② REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

## 3. 事業者のガバナンス向上支援(経営者保証を不要とするための課題解決促進)

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた**事例等を取りまとめ、横展開を実施**。【24年6月末】

## 5. 政府系金融機関による支援の強化

## 主な施策

1. 日本政策金融公庫等の「コロナ資本性劣後ローン(限度額15億円)」を本年6月末まで延長【再掲】
2. 日本政策金融公庫等による経営改善支援
  - コロナ特別貸付の返済時に経営が悪化している事業者に対しては、関係機関と連携して早期の経営改善支援を行う。
3. 「早期経営改善計画策定支援」を活用した日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用促進【24年3月】
  - **早期経営改善計画策定支援を通じて策定した事業計画を、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画(民間金融機関による協調支援なしの場合)として活用**できるようにすることで、小規模事業者の資本性劣後ローンの活用を促進する。
  - 一定期間経過後、借手の申し出によるコロナ資本性劣後ローンの期限前返済が可能であることを明確化することにより、利便性を向上。

## 6. 関係省庁の連携による支援の強化

## 主な施策

1. 「事業再生情報ネットワーク」の創設【24年度～】
  - ① 事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて、金融庁に設置する「事業者の経営改善・事業再生相談窓口(仮)」や中小企業活性化協議会を通じて把握する。その際、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものは、**関係省庁等との間で情報共有する仕組みを構築**し、対応する。
  - ② 公租公課の納付と事業再生との両立が図られた事例等を取りまとめ、横展開を実施。 等
2. 関係省庁連名の要請文の発出【24年3月】
  - 信用保証協会、官民金融機関、中小企業活性化協議会等の外部機関、弁護士、税理士、会計士等の専門家が連携した経営改善・事業再生支援を実施するよう、**関係省庁の大臣より要請文を発出**。



# 6月までのコロナ資金繰り支援について

- **民間ゼロゼロ融資**の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、①**コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②**経営改善・再生支援を強化**する。
- 本年7月以降は、**コロナ前の支援水準に戻しつつ**（例えば、日本公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減）、**経営改善・再生支援**に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。そのため、6月末まで施策の積極的活用を促進。
- **ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。**

	2023年 9月末	2024年 3月末	6月末
民間金融機関 (信用保証制度)	<b>コロナセーフティネット保証4号</b> (売上▲20%、100%保証)	<b>借換目的での利用は継続</b> (2024年3月末まで継続) ※新規融資のみでの利用は終了	<b>6月末まで延長</b>
	<b>コロナ借換保証</b> (100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)		<b>6月末まで延長</b>
(注) 経営改善サポート保証 (コロナ対応) (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年) も同様に延長			
政府系金融機関	<b>日本公庫等のコロナ特別貸付</b> (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 (売上▲5%等 <b>災害貸付金利▲0.5%</b> ) ※5年貸付 中小事業：0.8% 国民事業：0.8% 2024年3月現在、貸付期間5年の場合	<b>6月末まで延長</b>
	<b>日本公庫等の コロナ資本金劣後ローン</b>	<b>限度額を引上げ</b> (10億→15億) のうえ、6ヵ月延長	<b>6月まで延長</b>
※ 能登半島地震の被災地域については配慮			
※ 災害貸付金利を適用 (金利▲0.5%を廃止) した上で継続			
※ 総合経済対策 (令和5年11月) に基づき利用を促進			



## 事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料

---

2024年3月



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定める。

## 基本理念・国の責務

### ■ 事業性融資の推進に関する基本理念

事業者と金融機関等の緊密な連携の下、事業の継続及び発展に必要な資金の調達等の円滑化を図る。

- **国は**、その基本理念にのっとり、事業性融資の推進に関する施策を策定・実施する責務を有する。

## 事業性融資推進本部の設置

- 事業性融資の推進に総合的かつ集中的に取り組むため、**金融庁に事業性融資推進本部**(本部長:金融担当大臣)を設置する。
- 本部の構成員は、**金融担当大臣、経済産業大臣、財務大臣、農林水産大臣及び法務大臣**等とする。
- 事業性融資の推進に関する**基本方針**を定める。

## 企業価値担保権の創設

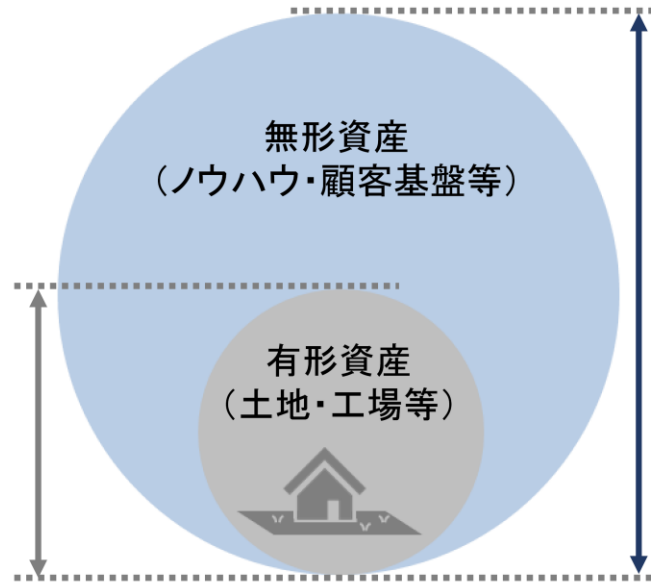
- 有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、**無形資産を含む事業全体を担保とする制度(企業価値担保権)**を創設する。
- 企業価値担保権を活用する場合、債務者の粉飾等の例外を除き、**経営者保証の利用を制限**する。
- 企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解や取引先等の一般債権者保護等、担保権の**適切な活用**を確保するため、**新たに創設する信託業の免許**を受けた者を担保権者とする。
- 担保権実行時には、企業価値を損うことがないよう、**事業継続に不可欠な費用(商取引債権・労働債権等)**について優先的に弁済し、事業譲渡の対価を融資の返済に充てる。

## 認定事業性融資推進支援機関制度の導入

- 企業価値担保権の活用等を支援するため、事業性融資について高度な専門的知見を有し、**事業者や金融機関等に対して助言・指導を行う機関の認定制度**を導入する。

## 現状の担保権を活用する場合

**有形資産を担保として認識**  
 ⇒ 事業を評価して行う融資は無担保となる



## 企業価値担保権を活用する場合

**ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保として認識可能**  
 ⇒ 事業を評価して行う融資は事業価値により担保される

有形資産に乏しい事業者(スタートアップ等)は十分な融資を受けることが難しいおそれ

事業に対する貸し手の関心が限定的で、経営改善支援が遅れるおそれ

ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保価値として評価され、融資が判断される(事業性融資の推進につながる)

事業に対する貸し手の関心が高まり、タイムリーな経営改善支援が期待される(融資実務の改善)

⇒ 貸し手、借り手の双方がより将来を見据えて事業に注力することにより、借り手の事業の着実な成長、事業悪化の回避が図られ、融資の堅実な弁済につながることを期待される

項目	企業価値担保権について
担保目的財産	<p style="text-align: center;"><b>総財産</b> (将来キャッシュフローを含む事業全体の価値)</p> <p style="text-align: right;">【新法第7条第1項】</p>
借り手 (債務者・設定者)	<p style="text-align: center;"><b>株式会社・持分会社</b> (自己の債務を担保するためにのみ設定可)</p> <p style="text-align: right;">【新法第2条第2項、第7条第1項、第13条第1項】</p>
担保権者	<p style="text-align: center;"><b>企業価値担保権信託会社(新設)</b> (※)銀行等には簡易な手続で免許を交付</p> <p style="text-align: right;">【新法第8条、第33条第2項等】</p>
貸し手 (被担保債権者)	<p style="text-align: center;"><b>制限なし</b> (※)銀行以外に、ベンチャー・再生ファンド等も利用可</p>
対抗要件	<p style="text-align: center;"><b>商業登記簿への登記</b> (※)他の担保権との優劣は対抗要件具備の先後等</p> <p style="text-align: right;">【新法第15条、第18条等】</p>
借り手の権限	<p style="text-align: center;"><b>担保目的財産の処分は基本的に自由</b> (※)事業譲渡など、事業の内容を大きく変え、担保価値の毀損につながる通常の事業活動の範囲外の行為には、担保権者の同意を必要とする。</p> <p style="text-align: right;">【新法第20条】</p>
貸し手の権限制約	<p style="text-align: center;"><b>粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限</b></p> <p style="text-align: right;">【新法第12条】</p>

貸し手(金融機関等)

成長資金等



借り手(事業者)



適切な制度運用

担保権者(信託会社)

利用が期待される事例

- ・ 有形資産に乏しいスタートアップ
- ・ 経営者保証により事業承継を躊躇している事業者
- ・ 事業再生に取り組む事業者

## ■適切な制度運用

- 設定時に信託会社が借り手に対して**制度概要※**を説明  
【新法第40条第1項、準用信託業法第25条等】
  - 担保権が実行される場合には、
    - 一般債権者等のために、事業譲渡の対価の一部を確保 【新法第8条第2項第1号ハ、第62条等】
    - 事業譲渡の対価から、貸し手の金銭債権に充当  
【新法第8条第2項第1号ロ、第62条等】
- (注) 貸し手が複数行の場合(シンジケートローン等)、事前の取り決めに従って配分

## ■新たな信託業を創設(金融庁が監督)し、その業務範囲に応じた簡素な規制を課す 【新法第3章第3節】

(注) 貸し手と担保権者(信託会社)が一致することもあり得る

## ※企業価値担保権の制度概要

- 担保目的財産等 【新法第7条第1項、第9条等】  
会社の総財産(無形資産含む事業全体の価値)、債務者の請求による極度額の設定等
- 実行手続の流れ 【新法第3章第5節】
- 粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限 【新法第12条】



## A. 担保権の実行手続の開始

事業継続しながら  
可能な限り高い企業価値を維持

- ① 債務の弁済が滞った際、担保権を実行する場合には、担保権者が裁判所に申立て  
【新法第61条、第83条第1項等】
- ② 裁判所が事業の経営等を担う管財人を選任  
【新法第109条第1項、第113条第1項等】
- ③ 事業の継続等に必要な商取引債権や労働債権等を優先して弁済  
【新法第93条第2項、第127条、第129条等】

## B. 事業譲渡

裁判所の監督の下、  
事業を解体せず、  
原則、事業を一体として承継

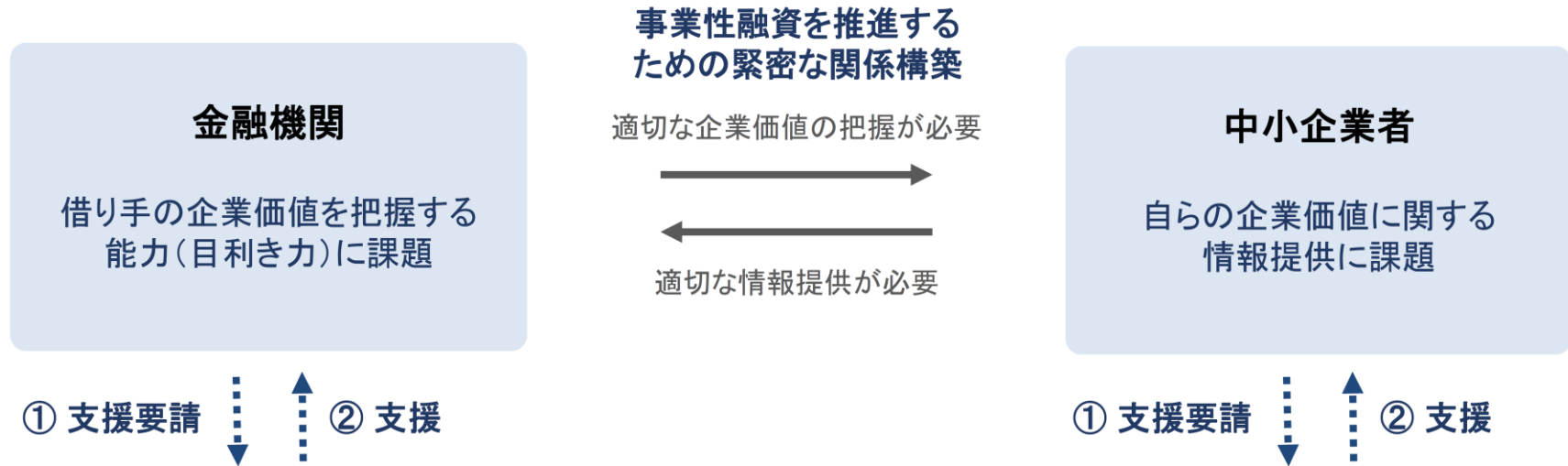
- ① 管財人は、事業の経営等しながら、スポンサーへ事業譲渡  
【新法第157条第1項等】  
※事業を継続しながら事業譲渡することにより、雇用を維持
- ② 事業譲渡の際には、裁判所の許可を得る  
※許可時に、裁判所は労働組合や配当を受ける債権者から意見聴取する。  
【新法第157条第1項・第4項等】

## C. 配当

貸し手(金融機関等)は  
事業譲渡の対価から融資を回収

- ① 管財人が事業譲渡の対価から、貸し手の金銭債権に充当  
【新法第166条等】
- ② 一般債権者等のために、事業譲渡の対価の一部を確保  
【新法第166条等】

主務大臣は、支援業務について、専門的知見や十分な実施体制を備えている者を認定する（認定事業性融資推進支援機関）。  
【新法第232条第1項等】



認定支援機関

### 金融機関及び中小企業者に対する支援

- ・ 経営資源や財務内容の分析を実施し、経営実態を把握する方法に関して助言
- ・ 事業計画の策定に関する助言
- ・ 定期的なフォローアップを実施し、必要に応じて事業計画の変更等に関する助言

### その他の業務

- ・ 企業価値担保権を活用した融資事例の紹介等
- ・ 企業価値担保権を活用した資金調達の普及啓発等

## 2. 経済・市場の動向

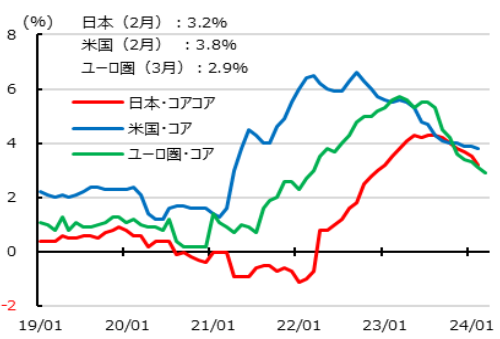
---



# 現下の金融経済情勢

- 世界経済は労働需給の逼迫等を要因として基調的なインフレ圧力が続いているが、足元では緩和傾向が見られる(図表1)。景気は底堅さを維持しているが、インフレに対処するため諸外国の中央銀行が金融政策を急速に引き締めたことや、地政学リスクの高まりもあり、世界経済の先行きの不確実性が高まっている。
- 金融市場では、金利が世界的に上昇した(図表2)ほか、為替市場はドル・ユーロに対して円安基調が続き、国内物価の上昇に影響を及ぼした(図表3)。本邦株価は堅調に推移し、足元で日経平均株価は史上最高値を更新したほか、東証株価指数(TOPIX)も1990年以来の高水準を記録した(図表4)。また、足元で日銀は大規模緩和策の修正を行ったが、これまでのところ、金融緩和等を背景に、本邦不動産価格も上昇している(図表5)。
- 我が国経済は、コロナからの経済活動の正常化が進み、総体として企業収益が増加している一方(図表6)、倒産件数は足元でコロナ前とほぼ同水準に戻りつつある(図表7)。

(図表1) 消費者物価指数(コア)の推移



(注) 前年同期比  
(資料) Bloombergより、金融庁作成

(図表2) 10年国債利回りの推移



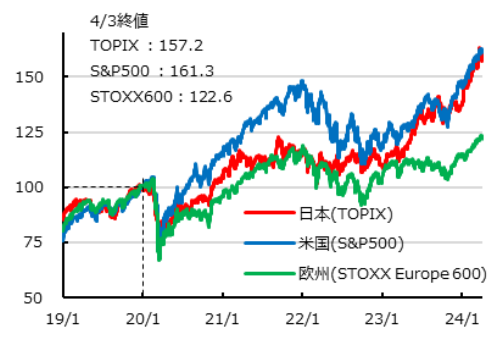
(資料) Bloombergより、金融庁作成

(図表3) 為替市場の推移



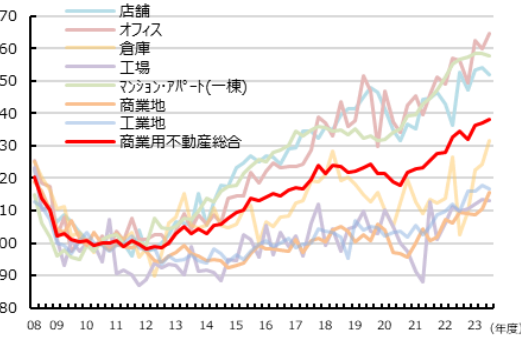
(資料) Bloombergより、金融庁作成

(図表4) 先進国株価指数の推移



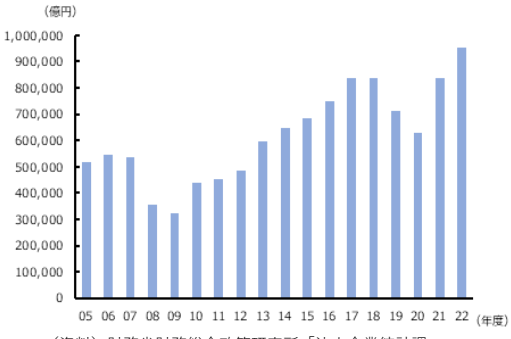
(注) 株価指数は2020年1月1日を100として指数化  
(資料) Bloombergより、金融庁作成

(図表5) 不動産価格指数(商業用不動産)



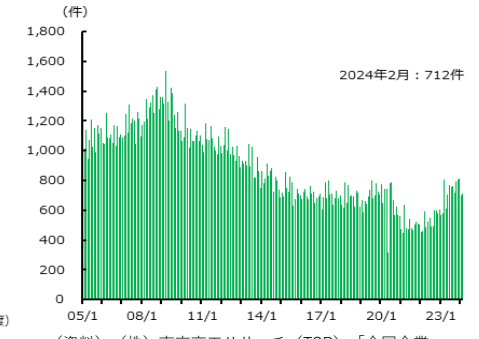
(注) 2010年平均を100として指数化  
(資料) 国土交通省「不動産価格指数」より金融庁作成

(図表6) 法人企業の経常利益の推移



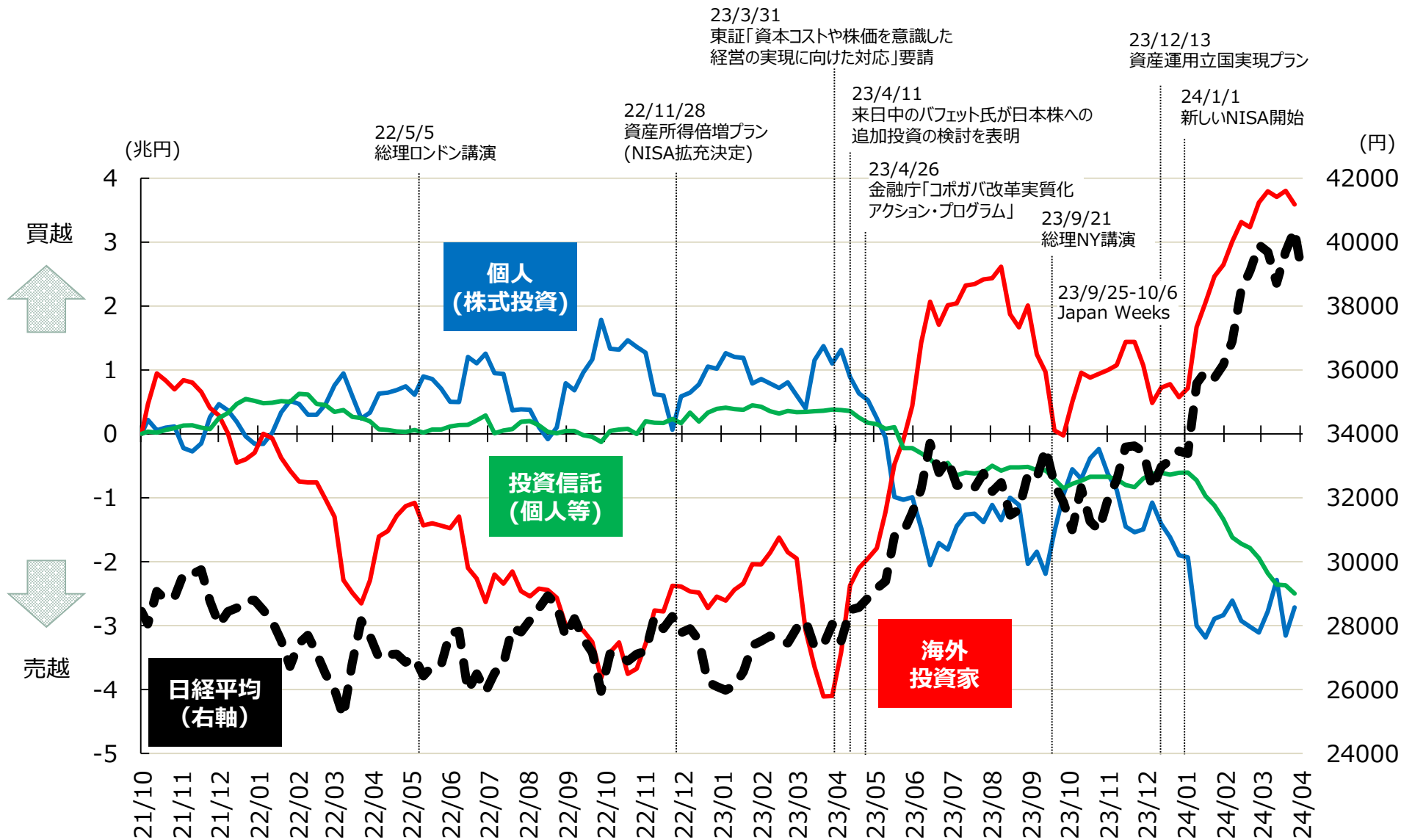
(資料) 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査」より、金融庁作成

(図表7) 倒産件数の推移



(資料) (株)東京商工リサーチ(TSR)「全国企業倒産状況」より、金融庁作成

# 東証における株式の売買動向と日経平均の推移【2021年10月以降の累積】



(注1) 主体別売買動向は3月29日までの状況。先物、ETFは除く。日経平均株価は4月5日終値までの状況。

(注2) 投資信託経由での株式の買い付け（個人による投資信託への投資）は「投資信託」に含まれる。

(出所) 日本取引所グループ、Bloomberg

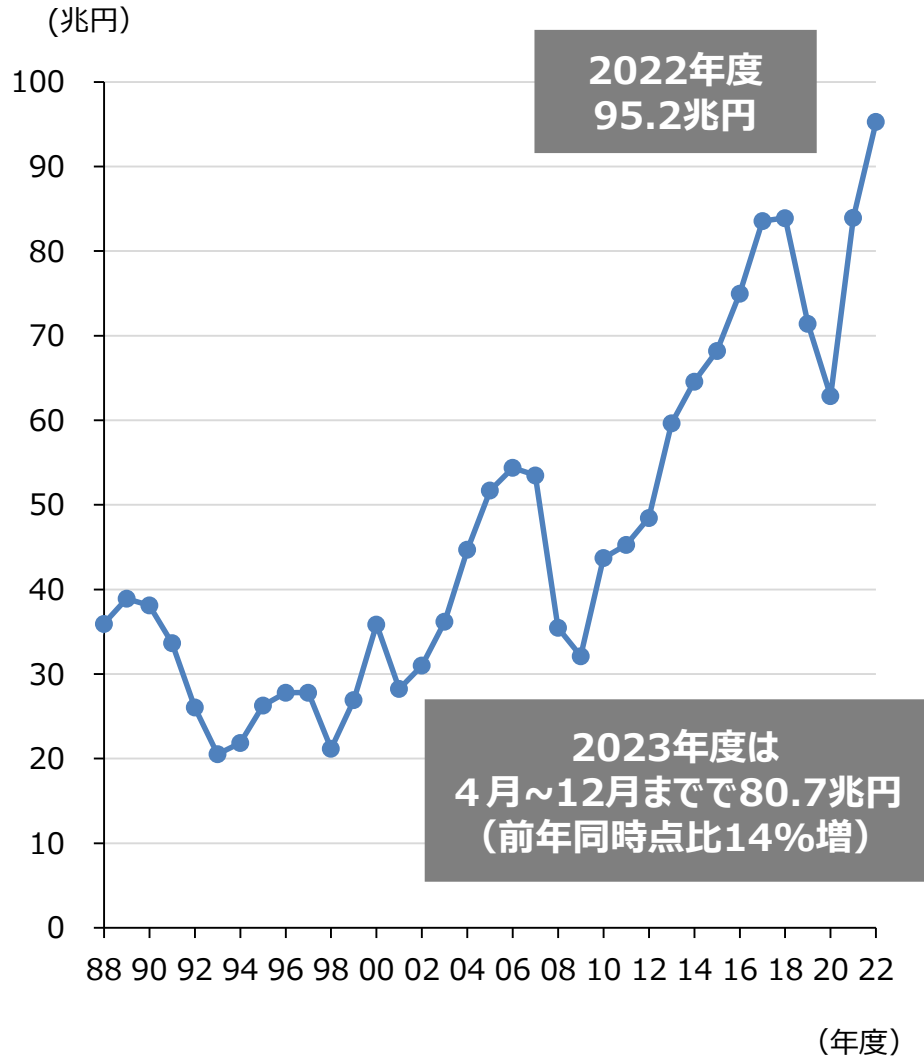
## 2024年3月4日（月） 岸田総理大臣の参・予算委における答弁

- まず、具体的な株価について、私の立場から直接言及することは控えなければならないと思いますが、私の政権になりましてから、**賃上げ**、あるいは**投資促進**、あるいは**科学技術イノベーションの推進**、こういった点に特に力を入れて経済政策を考えてまいりました。
- そして今日公表された「法人企業統計」によりますと、前年同期比で増収・増益、設備投資は前年同期比16.4%増と16期連続の増加となるなど、**日本企業の「稼ぐ力」、成長分野への積極的な投資**、こういったものが裏付けられる姿となっています。**昨年を上回る賃上げ**にも期待したいと思います。
- こうした前向きな取組、そして日本経済の変革の足音に対して、マーケット関係者がポジティブな評価を行っていることは力強く思っております。こうした動きを定着させるために、今年には正念場であると考えております。ぜひこうした構造的な賃上げを含む好循環が実現できるように、政府としては取り組んでまいります。

## 2024年3月4日（月） 林内閣官房長官記者会見要旨（抄）

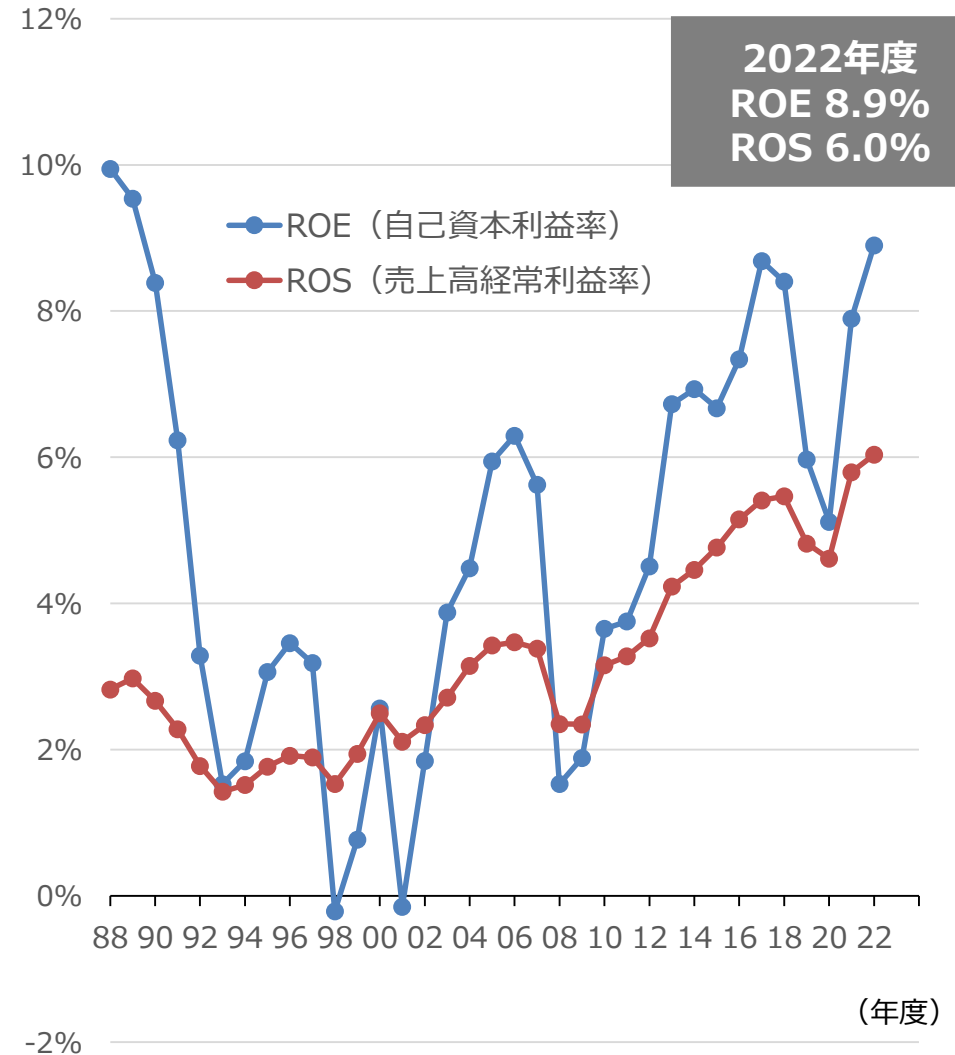
- 本日、日経平均株価が史上最高値を更新をいたしまして、4万円台を記録したことは承知をしております。株価は、経済状況や企業の活動など様々な要因によりまして、市場において決まるものでございます。その日々の動向についてコメントすることは差し控えたいと思います。
- その上で、岸田政権では、**新しい資本主義の下で、デフレからの完全脱却、新たな成長型経済への移行**を目指しておりまして、それに向けて、**物価高に負けない賃上げの実現**や**賃上げを生み出す企業の稼ぐ力の強化**に、引き続き取り組んでいく考えでございます。また、金融面では、**家計が安定的な資産形成に向けまして、より多くの資金を貯蓄から投資に振り向けて、企業がその資金を成長投資に回して企業価値を向上させる、そしてその恩恵が資産所得という形で家計に還元されて、更なる投資や消費に繋がると、こうした循環を実現**しまして、我が国経済・企業の成長と国民の資産所得の増加につなげていきたいと考えております。
- こうした日本経済の変革に向けた取組に対しまして、マーケット関係者を含めて、ポジティブな評価があるということは、大変心強く思っております。政府として、株価の水準に一喜一憂せず、こうした取組を着実に進めてまいりたいと考えております。こうした動きを定着させるために、今年には正念場であると考えております。ぜひこうした構造的な賃上げを含む好循環が実現できるように、政府としては取り組んでまいります。

## 経常利益



(出所) 財務省「法人企業統計調査」

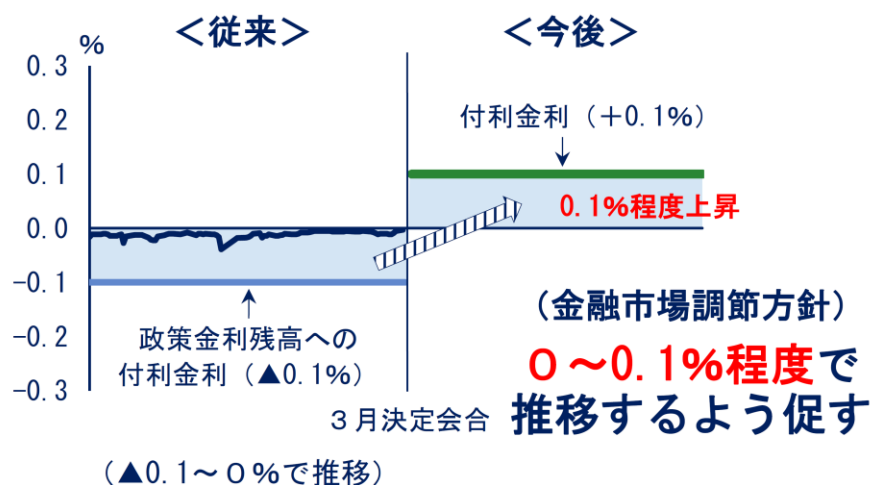
## ROE・ROS



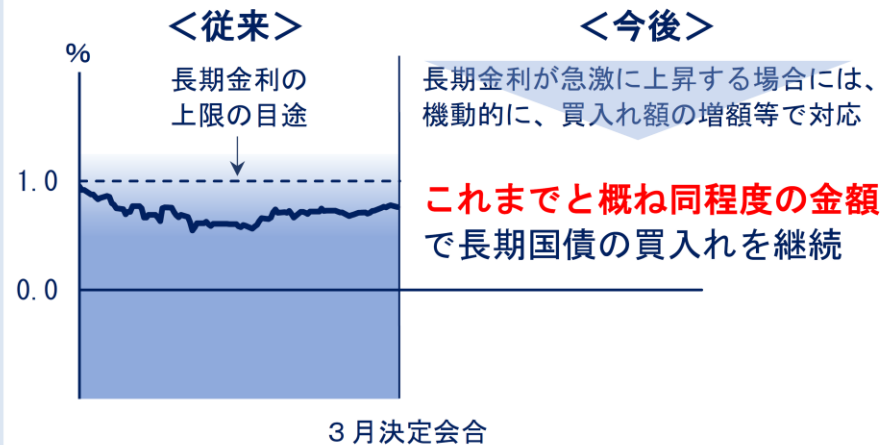
## 金融政策の枠組みの見直し（2024年3月）

- 最近のデータやヒアリング情報から、賃金と物価の好循環の強まりが確認されてきており、先行き、「展望レポート」の見通し期間終盤にかけて、**2%の「物価安定の目標」が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況**に至ったと判断。マイナス金利政策やイールドカーブ・コントロールなどの大規模な金融緩和は、**その役割を果たした**と考えている。
- 引き続き「物価安定の目標」のもとで、その持続的・安定的な実現という観点から、**短期金利の操作を主たる政策手段として**、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営する。現時点の経済・物価見通しを前提にすれば、**当面、緩和的な金融環境が継続**すると考えている。

## 短期金利（無担保コールO/N物）



## 長期金利



ETF・J-REIT

新規買入れを終了

### 3. 金融面(資産運用立国)の取組

---



- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
  - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
  - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
  - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が資産運用立国に向けた取組）。

## 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

**販売会社**（銀行・証券）、アドバイザーによる顧客本位の業務運営の確保

### ① 資産所得倍増プラン （2022年11月）

**家計**の安定的な資産形成  
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

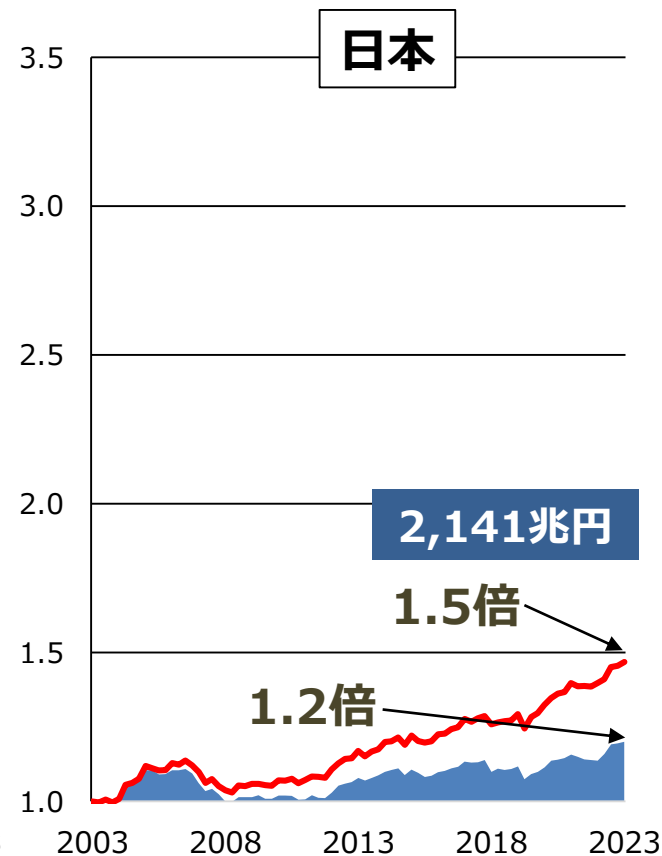
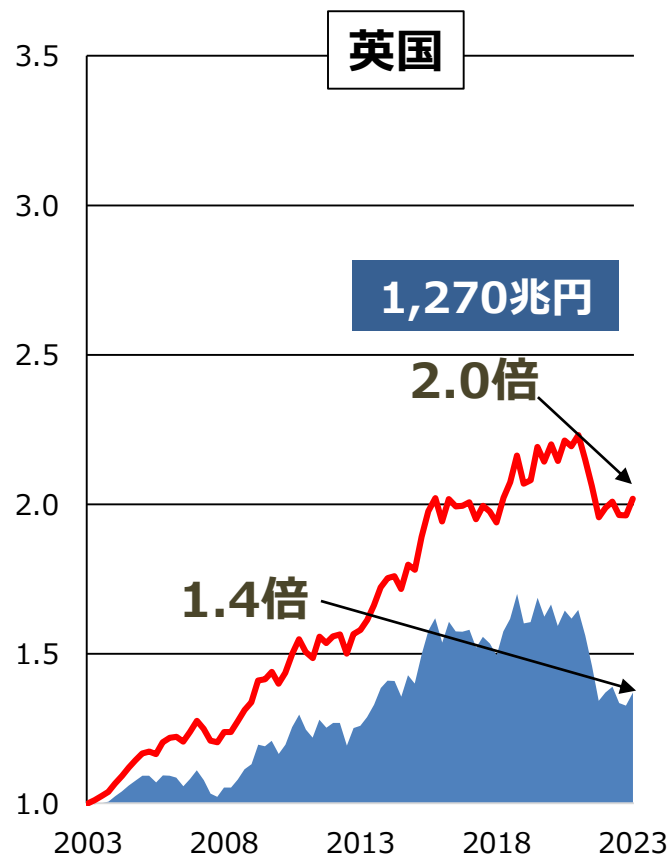
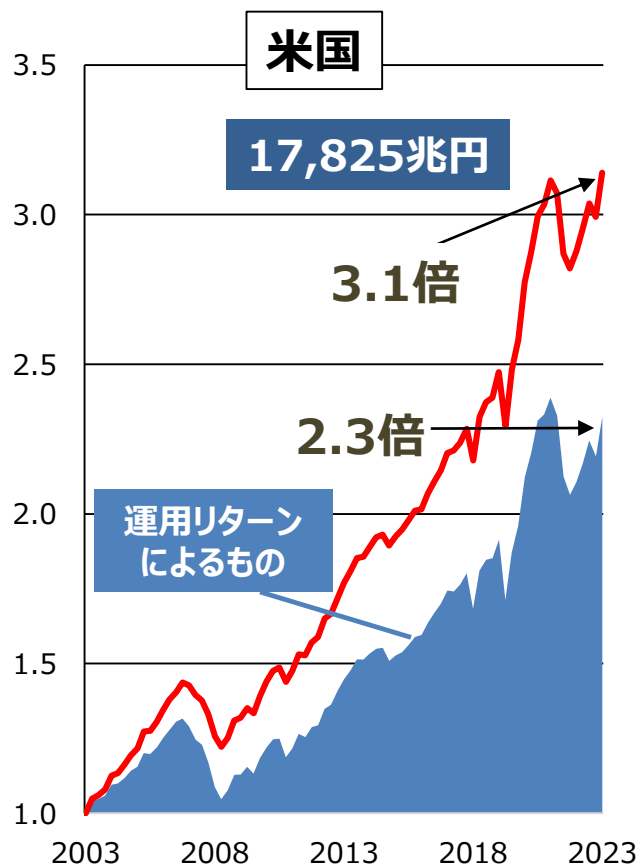
### ③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

**資産運用業**の高度化や  
**アセットオーナー**の機能強化

### ② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム（2023年4月）

**企業**の持続的な成長  
**金融・資本市場**の機能の向上

- 米国・英国では、20年間で、家計金融資産が3.1倍、2.0倍へと伸びている。
- 一方、日本では1.5倍の増加に留まっている。



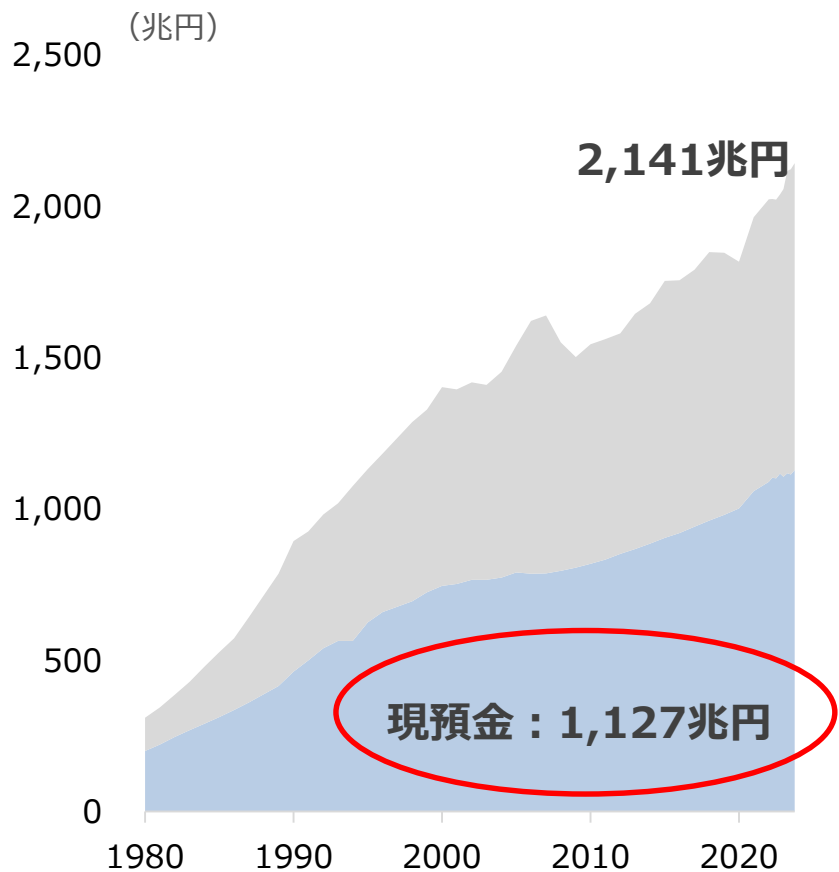
— 家計金融資産の推移  
 ■ うち運用リターンによる家計金融資産の推移

(注1) 上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出しており、利子や配当の受取りを含まない。  
 (注2) 対象期間は、2003年12月末～2023年12月末。23年12月末の為替レートで換算（1ドル=150円、1ポンド=183円）。  
 (出所) 日本銀行、FRB、ONSにより金融庁作成。

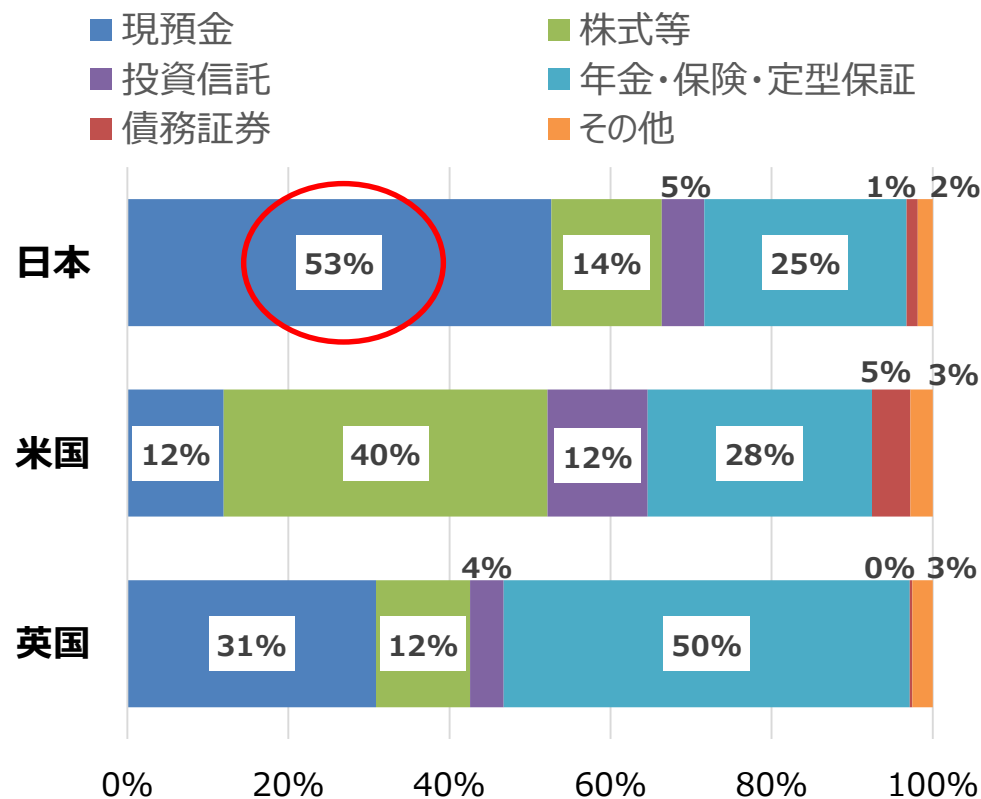


○ 日本では、家計金融資産に占める現預金の割合が大きい。更なる資産運用の伸長の余地がある。

## 家計金融資産と現預金の推移



## 家計金融資産ポートフォリオの各国比較



(注1) 各国の「年金・保険・定型保証」には、私的年金（積立方式）に係る年金受給権は資産として計上されているが、公的年金（賦課方式）に係る年金受給権は計上されていない。  
 (注2) 日本の「株式等」「投資信託」「債務証券」の残高には、日本銀行「資金循環統計」における「対外証券投資」（非居住者発行株式、外国籍投信及び非居住者発行債券の合計）の残高を按分した推計値を含めている。  
 (出所) 日本銀行、FRB、ONSにより金融庁作成

## 家計に向けた取組

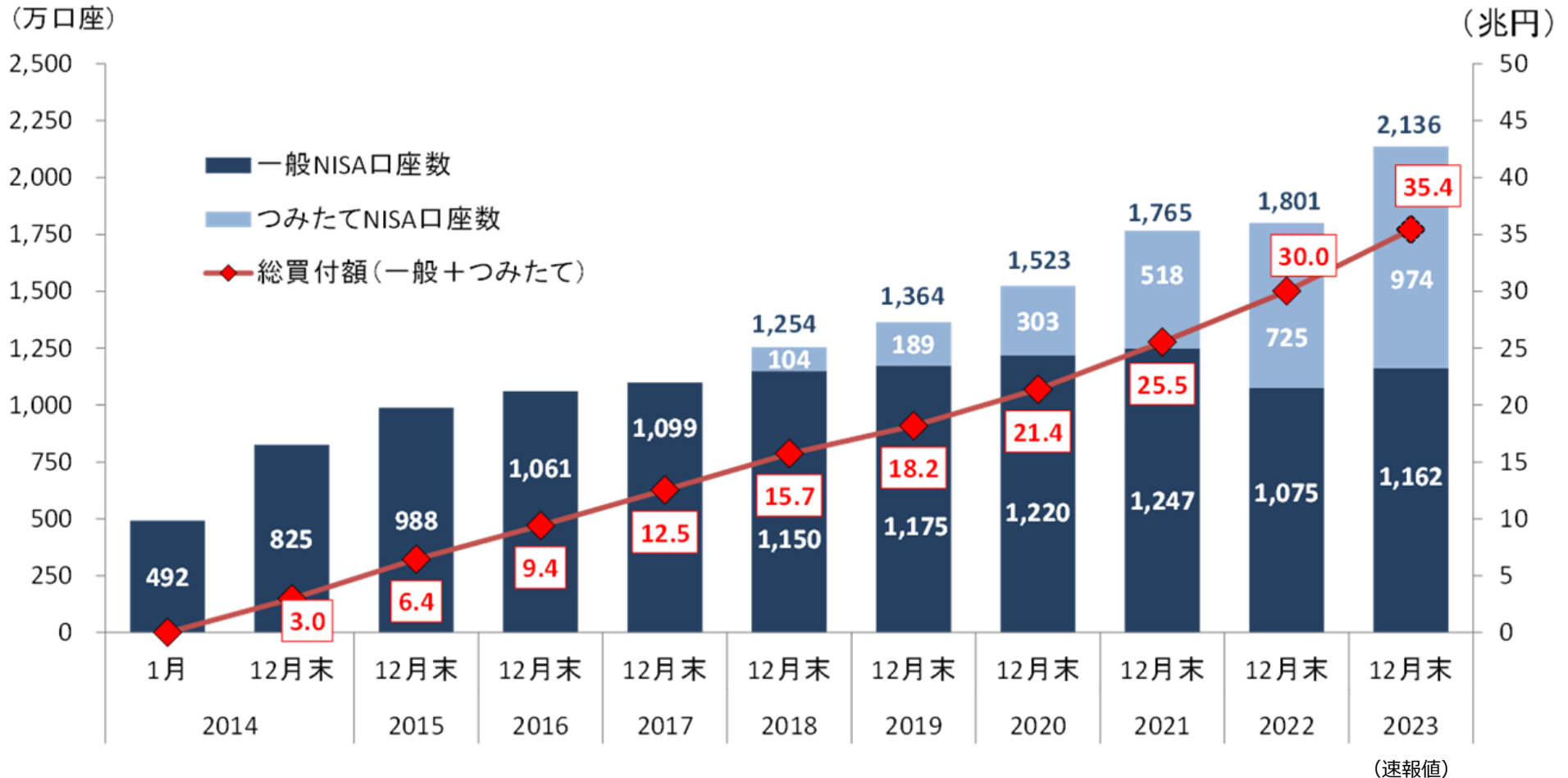
---

- NISA制度を抜本的に拡充、恒久化。**2024年1月から新しいNISAが開始。**
- 新しいNISAは、個々人のライフプランやライフステージに応じて、**若年期から高齢期に至るまで、安定的な資産形成に向け、柔軟にご活用いただける制度。**



	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無期限		無期限
制度 (口座開設期間)	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円		1,200万円(内数)
	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

○ NISA口座数は昨年12月末で**2,100万口座を突破**。制度の更なる普及・活用促進に努めていく。

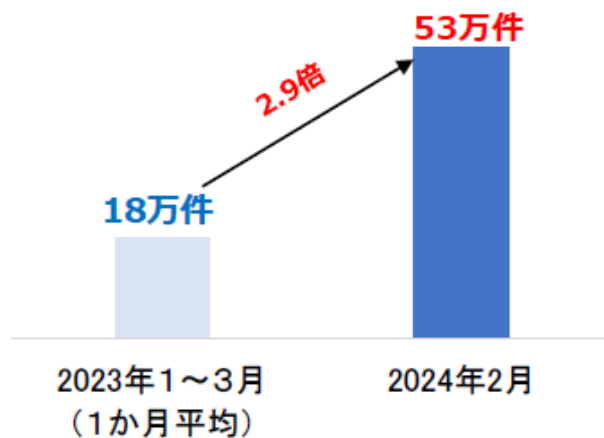


## (1) NISAの利用状況(2024年1~2月)

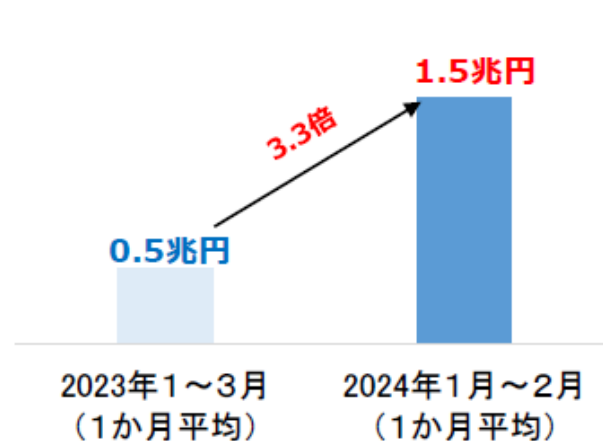


- 証券会社10社(大手5社・ネット5社)の2024年2月末時点のNISA口座数は約1,400万口座であった。
- 2024年2月におけるNISA口座の新規開設件数は53万件であり、2023年1~3月におけるNISA口座増加数(1か月平均)18万件と比較すると、約2.9倍に増加している。
- 2024年1~2月における買付額(1か月平均)は、成長投資枠1.5兆円、つみたて投資枠2,700億円であり、2023年1~3月における買付額(1か月平均)と比較すると、成長投資枠で約3.3倍、つみたて投資枠で約3.0倍に増加している。

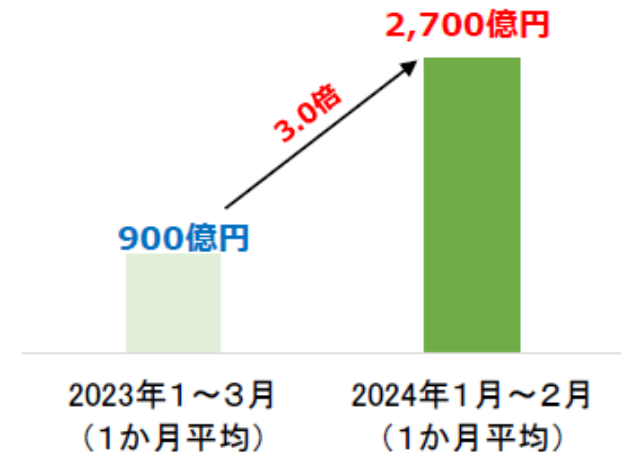
NISA口座開設件数



成長投資枠での買付額



つみたて投資枠での買付額



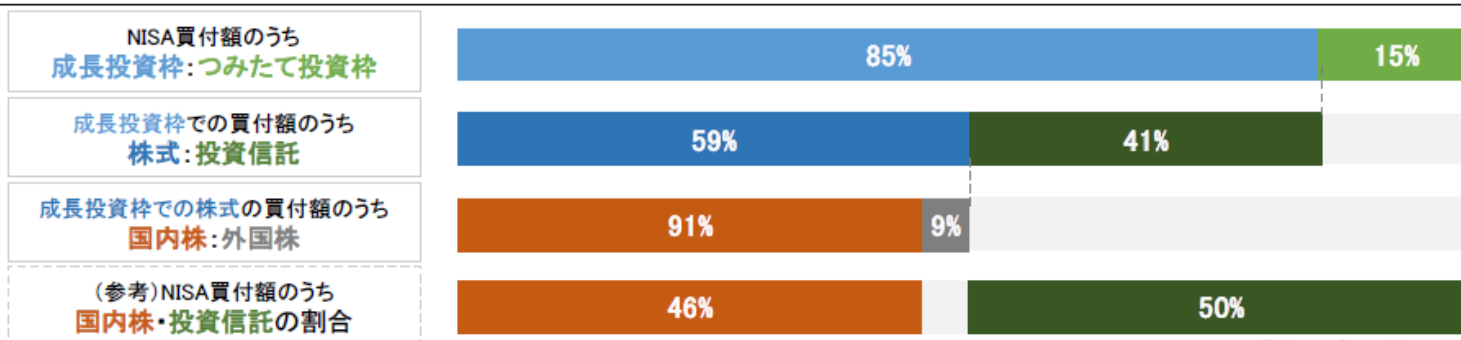


## (2) NISAにおける買付の傾向(2024年1~2月)



### NISA買付額の内訳(2024年1月~2月)

- 証券会社10社での2024年1~2月のNISA買付額のうち、85%は成長投資枠で買付けがされている。成長投資枠においては株式のほか、様々な投資信託の買付けも行われており、投資家のニーズに合わせて2つの枠が柔軟に活用されている。
- また、NISA買付額のうち46%は国内株の買付けであり、制度趣旨である「成長資金の供給」の役割も担っている。



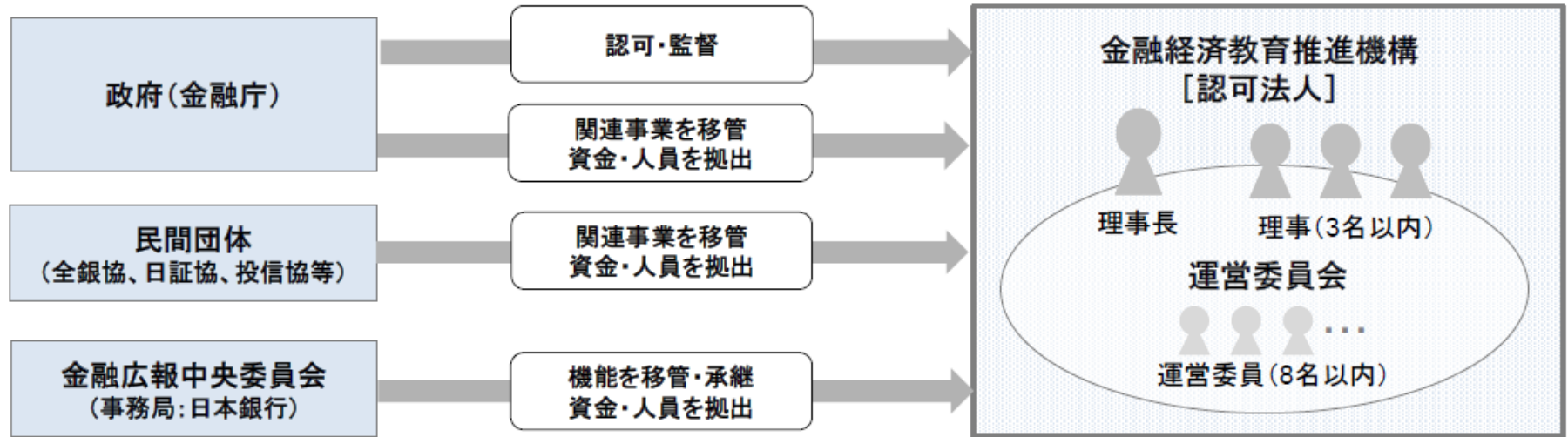
(注)「株式」、「国内株」にはETF、REITを含む。  
ETF、REITの内外の内訳は把握できていない。

### NISA買付額上位10銘柄の傾向(2024年2月)

- 成長投資枠での株式買付額上位10銘柄は国内株が中心となっている。
- 投資信託買付額上位10銘柄については、投資先は海外や内外、また、インデックス型が中心となっている。

成長投資枠・株式				成長投資枠・投資信託		つみたて投資枠・投資信託			
配当利回り	銘柄数	業種	銘柄数	投資先	銘柄数	投資先地域	銘柄数	投資先地域	銘柄数
5%台	1銘柄	情報通信 銀行 医薬品	各 2銘柄	国内株	9銘柄	国内	1銘柄	国内	—
4%台	2銘柄			外国株	1銘柄	内外	2銘柄	内外	3銘柄
3%台	2銘柄	食料品 卸売 輸送用機器 電気機器	各 1銘柄			海外	7銘柄	海外	7銘柄
2%台	3銘柄					種別	銘柄数	種別	銘柄数
2%未満	2銘柄					インデックス型	8銘柄	インデックス型	10銘柄
					アクティブ型	2銘柄	アクティブ型	—	

- **金融経済教育推進機構**を本年4月に設立し、8月に本格稼働させる予定。
- 国全体として、中立的な立場から金融経済教育を推進。



※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

## 【主要な事業】

- 講師派遣事業**
  - 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
  - 企業の従業員向けセミナーの充実。
  - 学校・教員支援の強化。
- イベント・セミナー事業**
- 個別相談事業**
  - 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。
- 認定アドバイザー事業**
  - 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

## I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

- 国民の安定的な資産形成は、個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠。その支援は、「成長と分配の好循環」や、公正で持続可能な社会の実現にも資する。
- このためには、インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要。地公体や民間企業と連携し、国全体として総合的に取組を進める必要。
- 取組を進める際には、経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要。

## II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

### 1 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- ・ NISAについて、官民連携による積極的な広報を展開。利用者利便の向上等や、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングを実施。令和9年末時点でNISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円を目指す。
- ・ iDeCoについて、拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の上限の引上げ等を検討。
- ・ 機構において、顧客の立場に立ったアドバイザーを見える化・支援。

### 2 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- ・ 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング（顧客本位の業務運営の確保）。
- ・ 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等（資産運用業の改革）。
- ・ アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を策定（アセットオーナーシップの改革）。
- ・ この他、「資産運用立国実現プラン」に着実に取り組む。

### 3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- ・ 令和10年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す。
- ・ 「金融リテラシー・マップ」を参考に、公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、広範な観点から取り組むことが重要。
- ・ 貯蓄と投資のバランスに留意。安定的な資産形成に有効な長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発。
- ・ 詐欺的な投資勧誘等による被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備。若年層への金融経済教育を強化。
- ・ 消費者教育や社会保障教育と連携。
- ・ 職域での従業員向け教育の支援や私的年金等に関する広報を展開。
- ・ 学校現場を支援するため、学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等を展開。
- ・ 機構において、教育活動を抜本的に拡充するほか、個人の行動変容を促すため、個人が気軽に相談できる環境を整備。

### 4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- ・ 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報を収集。
- ・ 国民の安定的な資産形成の支援に関する指標の在り方については引き続き検討。

## III 国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- ・ 国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- ・ 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地公体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める。
- ・ 地公体は、国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援。
- ・ 企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要であるため、事業に支障のない範囲内における国や地公体、機構の取組等への協力を求めつつ、中小企業を含め企業に対して国が支援。

## IV その他重要事項

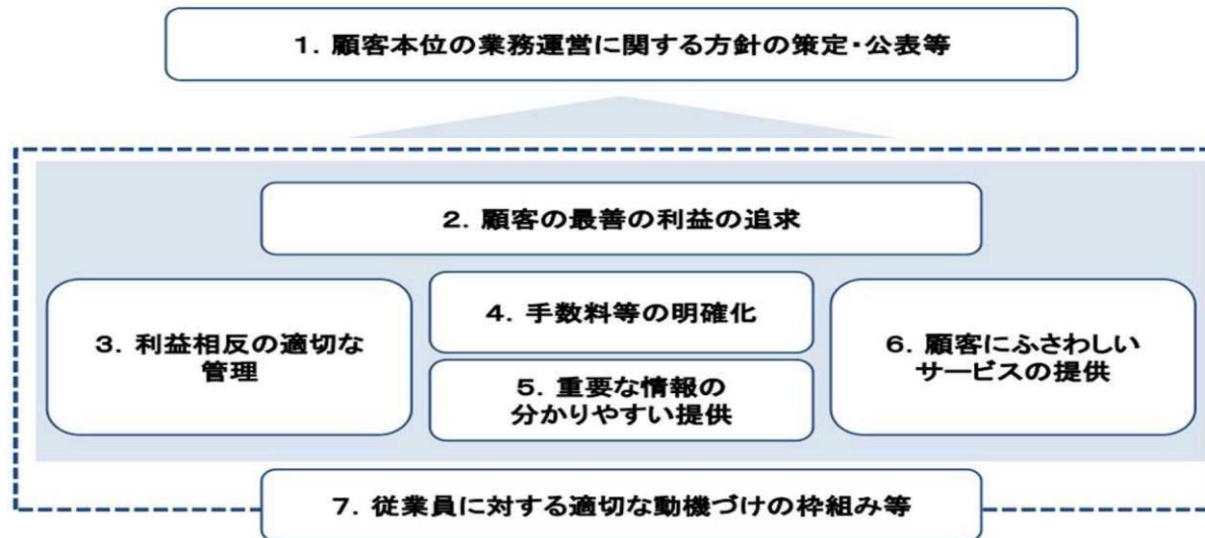
- ・ 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、対策を見直し・改善。
- ・ 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「検証・評価」を踏まえ、おおむね5年後を目途に、本基本方針の見直しを検討。

## 金融商品の販売会社に向けた取組

---



## 顧客本位の業務運営に関する原則



## 【顧客本位の業務運営】～2023事務年度金融行政方針～

- 金融機関において**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等**を行う態勢が構築されているかについて**モニタリング**を行う。特に、以下について重点的にモニタリングを行う。
  - ✓ リテールビジネスへの経営陣の関与状況
  - ✓ 顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況
  - ✓ 「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け
  - ✓ 業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品（例えば、仕組債や外貨建一時払保険等）の販売・管理態勢
  - ✓ 実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況
- 金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする、金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立を前提に（※第212回国会で成立）、顧客の最善の利益が確保されるよう**モニタリングのあり方について検討**を行う。



## 企業に向けた取組

---

- 我が国企業・経済の成長のため、**我が国企業がより魅力的な投資先となる**ことが重要。
- コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応を一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、**企業と投資家の建設的な対話**の促進や、**企業と投資家の自律的な意識改革**を促進。

## コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（2023年4月）抜粋

### 企業の中長期的な企業価値向上に向けた主な取組

#### 収益性と成長性を意識した経営

- ・ 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営を促進する。  
（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資など、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）

#### サステナビリティを意識した経営

- ・ 女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

### 企業と投資家との対話に係る主な取組

#### スチュワードシップ活動の実質化・法制度上の課題の解決

- ・ スチュワードシップ活動における課題（リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等）の解決に向け、運用機関・アセットオーナー等の取組を促進する。
- ・ 大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

- 東証は、23年3月に、プライム・スタンダード市場上場企業に対して、「**資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応**」を要請。

### 現状分析

- 自社の資本コストや資本収益性を的確に把握
- その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価

### 計画策定・開示

- 改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みを取締役会で検討・策定
- その内容について、現状評価とあわせて、投資者にわかりやすく開示

### 取組みの実行

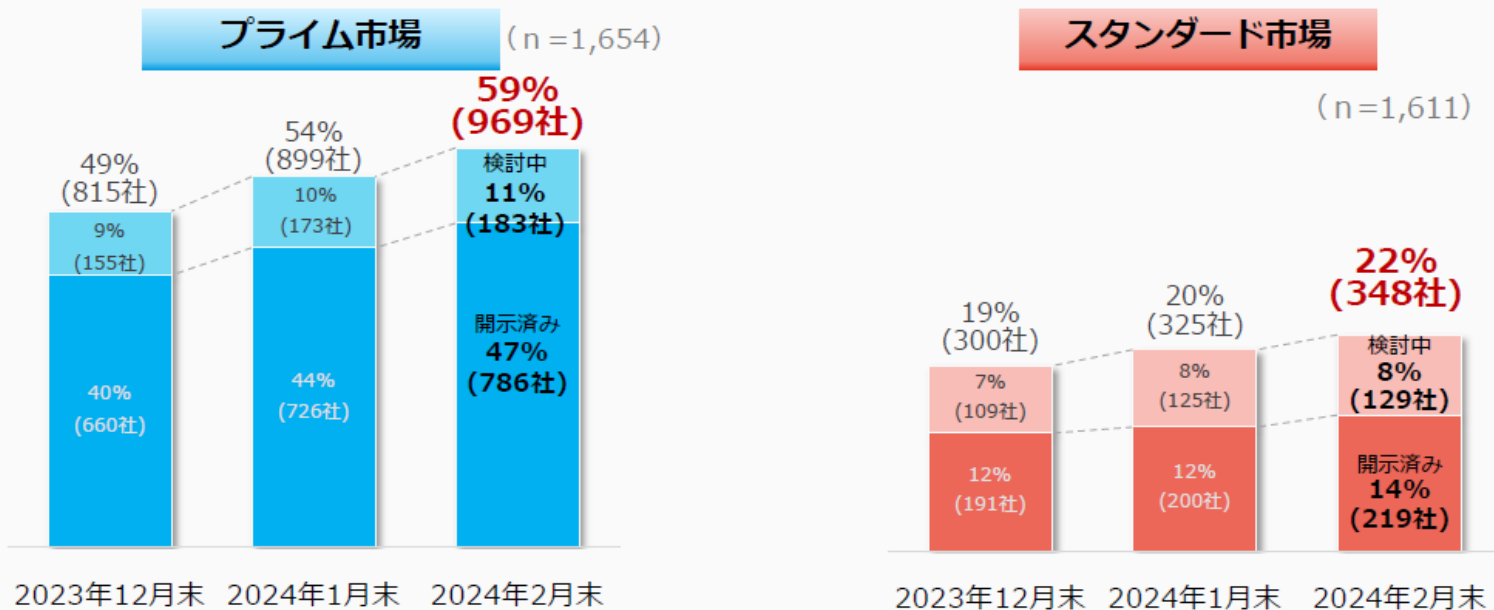
- 計画に基づき、資本コストや株価を意識した経営を推進
- 開示をベースとして、投資者との積極的な対話を実施

毎年（年1回以上）、進捗状況に関する分析を行い、開示をアップデート

## 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示状況



- ◆ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について、2024年2月末時点で、**プライム市場の59%（969社）、スタンダード市場の22%（348社）が開示**（検討中を含む）
  - 2023年12月末時点から、プライム市場では+10pt（+153社）、スタンダード市場では+3pt（+48社）
- ⇒ 3月期企業を中心に、**本決算発表や定時株主総会に向けて取組みの開示・アップデートを検討する企業も多く見込まれるなか、上場会社からよく問い合わせをいただく対応・開示の留意点、一覧表の掲載ルール等**について、プライム市場・スタンダード市場の**全上場会社に周知**（2024年3月末 予定）



## 参考：PBR/時価総額水準別の開示状況（プライム市場）（2024年2月末時点）



◆ 引き続きPBRが低い企業/時価総額が大きい企業ほど開示が進んでいる一方で、PBRが1倍以上の企業や、時価総額が相対的に小さい企業においても、開示に進展が見られている

注：（ ）内の数値は、2023年12月末時点からの変化

時価総額	PBR	
	1倍未満	1倍以上
1,000億円以上	<b>87% (+9pt) が開示</b> 取組み開示：72% (+7pt) 検討中：15% (+2pt) n=274社 (-18社)	<b>57% (+11pt)</b> 取組み開示：50% (+9pt) 検討中：7% (+2pt) n=524社 (+42社)
250~1,000億円	<b>65% (+7pt)</b> 取組み開示：47% (+4pt) 検討中：18% (+3pt) n=329社 (-23社)	<b>42% (+10pt)</b> 取組み開示：33% (+10pt) 検討中：9% (+0pt) n=358社 (+28社)
250億円未満	<b>49% (+12pt)</b> 取組み開示：36% (+8pt) 検討中：13% (+4pt) n=78社 (-14社)	<b>34% (+12pt)</b> 取組み開示：27% (+11pt) 検討中：7% (+1pt) n=91社 (-17社)



## プライム市場における英文開示の拡充の内容（概要）



- 企業行動規範の望まれる事項として、プライム市場の上場会社は、**重要な会社情報**について、可能な限り、日本語と同時に、英語で同一の内容の開示を行うよう努める旨の努力義務を新設
- そのうえで、上場会社における実務上の負荷も鑑み、まずは、特に投資判断に与える影響が大きく、速報性が求められる開示情報として、**決算情報及び適時開示情報**について、企業行動規範の遵守すべき事項として**日本語と同時の英文開示を義務化**

### 【具体的な義務化の内容】

項目	想定される書類	開示のタイミング	留意事項
決算情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算短信・四半期決算短信</li> <li>決算補足説明資料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本語と同時（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全書類・全文について同時開示することが望まれるが、日本語における開示の内容の一部又は概要を英語により開示することでも可</li> </ul>
適時開示情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての適時開示項目</li> </ul>		

※ 例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、同時でなくても可（日本語を優先して開示）

### 【適用時期】

**2025年4月1日以後に開示するものから適用**

※ ただし、必要な体制整備に時間を要する企業も想定されることから、具体的な実施予定時期を記載した書面を当取引所に提出している場合は、上記の適用を1年間猶予

※ 本日（2/26）からパブリックコメントを実施

## 資産運用業に向けた取組

---

## 1. 資産運用業の改革

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社が金融商品の品質管理を行う**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正（投資信託の基準価額に関する一者計算の促進など）
- **金融・資産運用特区**の創設
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program

## 2. アセットオーナーシップの改革

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）の策定
- **企業年金の改革**（資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大、加入者のための運用の見える化の充実など）

## 3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

## 4. スチュワードシップ活動の実質化

- PBR等を意識した**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、**東証と連携しフォローアップ**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進

## 5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家のニーズに沿った形で資産運用業の改革を進めていくための**資産運用フォーラムの立ち上げ**

➡ 内閣官房等において、上記施策の**進捗状況を2024年6月目途に確認**。

## 銀行

1	中国工商银行	中
2	中国建设银行	中
3	中国農業銀行	中
4	中国銀行	中
5	JPMorgan Chase	米
6	Bank of America	米
7	三菱UFJ FG	日
8	HSBC	英
9	BNPパリバ	仏
10	クレディ・アグリコル	仏
11	シティバンク	米
12	中国郵政儲蓄銀行	中
13	三井住友FG	日
14	みずほFG	日
15	交通銀行	中
16	ウェルズ・ファーゴ	米
17	サンタンデール	西
18	パークレイズ	英
19	ゆうちょ銀行	日
20	UBS	瑞

(出所) S&P World Global Market Intelligence "The world's 100 largest banks, 2023".より金融庁作成 (2023年時点の総資産額の順位)

## 保険

1	アリアンツ	独
2	パークシャーハサウェイ	米
3	プルデンシャル	米
4	中国平安保険	中
5	中国人寿保険	中
6	アクサ	仏
7	リーガル&ジェネラル	英
8	メットライフ	米
9	日本生命	日
10	マニライフ	加
11	ゼネラル	伊
12	AIG	米
13	LIC	印
14	日本郵政 (かんぽ生命)	日
15	CNP	仏
16	第一生命	日
17	エイゴン	蘭
18	クレディ・アグリコル	仏
19	グレート・ウェスト・ライフ	加
20	アビバ	英

(出所) AM Best. "World's Largest Insurers".より金融庁作成 (2021年時点のネットの非銀行資産額の順位)

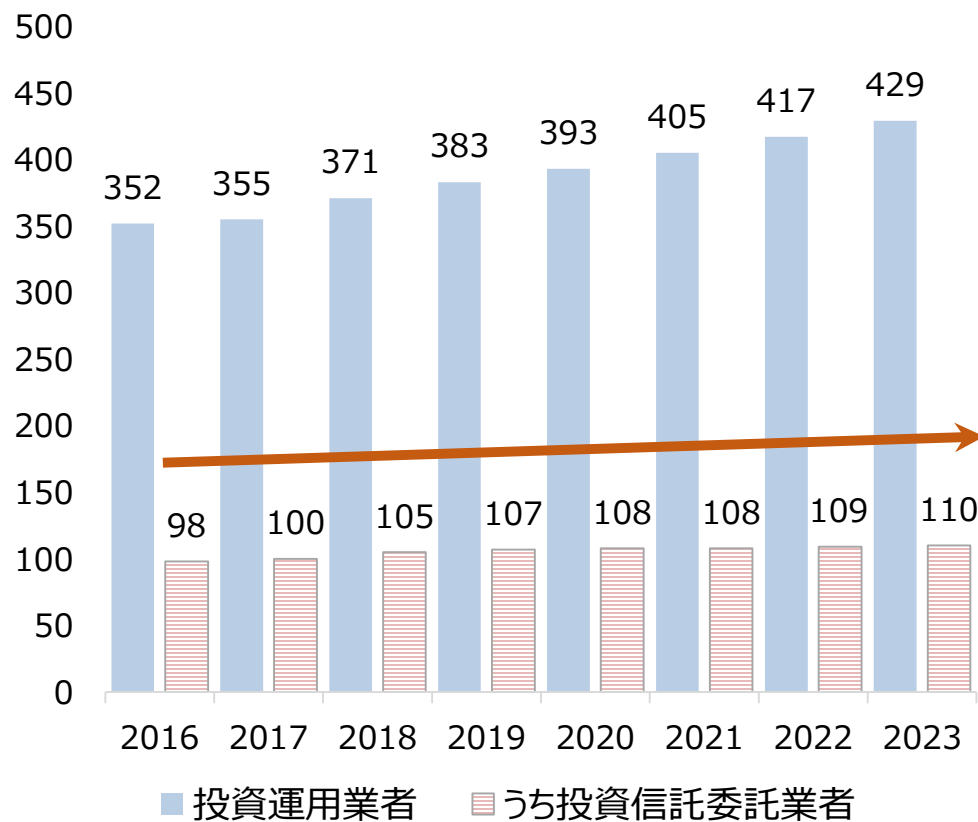
## 資産運用

1	ブラックロック	米
2	バンガード	米
3	フィデリティ	米
4	ステート・ストリート	米
5	JPMorgan Chase	米
6	ゴールドマン・サックス	米
7	アリアンツ	独
8	キャピタル	米
9	アムンディ	仏
10	UBS	瑞
11	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	米
12	リーガル&ジェネラル	英
13	インベスコ	米
14	フランクリン・テンプレトン	米
15	プルデンシャル	米
16	ティー・ロウ・プライス	米
17	BNPパリバ	仏
18	ノーザン・トラスト	米
19	モルガンスタンレー・インベストマネジメント	米
20	ナティクシス	仏

(出所) WTW(ウイリス・タワーズワトソン) The world's largest 500 asset managersより金融庁作成 (2022年末時点の運用資産額の順位)

○ 日本の資産運用会社の新規参入は限定的。海外と比較して数も少ない。

## 資産運用会社数の推移



## 家計金融資産と資産運用会社数

	家計金融資産額 (兆円)	資産運用会社数 (社)
米国	14,517	15,114
香港	458	2,106
シンガポール	212	1,175
英国	1,191	1,100
フランス	909	708
ドイツ	1,087	607
日本	2,141	429

(出所) 各種資料より金融庁作成



- 大手金融グループに対し、①グループ内の資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付け、②運用力向上、③ガバナンス改善・体制強化を図るためのプランの策定・公表を要請。これまで、**15の金融グループ等\***が公表。

※ 三菱UFJ、三井住友、みずほ、三井住友トラスト、りそな、野村、大和、日本生命、第一生命、住友生命、明治安田、ゴールドマンサックス、ブラックロック、JPモルガン、ステート・ストリート

## ① 経営戦略上の位置付け

- 多くのグループが、資産運用業を成長・注力分野として、グループ内の他の事業・機能（銀行・証券等）と並ぶ柱として位置付け。同時に、グループ総合力（運用と他機能の一体的な運用）を強調する社も多い。

## ② 運用力向上

- 運用対象・戦略の拡充（特に、オルタナティブ分野、アクティブ運用）と、その実現に向けた、グループ内外の運用知見の活用（新興を含む外部運用会社等との提携・出資・買収等）、人材の確保・育成（採用：専門コース設定・中途採用、育成：海外トレーニー派遣、人事・処遇：中長期の業績に連動した報酬体系）等。

## ③ ガバナンス改善・体制強化

- プロダクトガバナンスの強化（運用商品のレビュー、運用体制の開示等）、経営トップ選任プロセスの透明化（選任方針の明確化、専門会議等を通じた選任等）、独立社外取締役等の外部目線の活用等。

- 金融・資産運用特区において、金融・資産運用サービスを集積させ、資産運用業の高度化と競争力強化を促進する。これとあわせて、海外の投資資金も取り込みながら、スタートアップ・GX等の成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現する。
- これに向けて、金融庁と意欲ある地域が協働し、関係省庁と連携の上、規制改革（金融分野、ビジネス・生活環境、成長分野関連）や、行政サービスの英語対応の拡充など、必要な支援を行う。
- 各種規制改革について、国家戦略特区制度の活用も検討していく。

## I 国の支援

- 1 金融・資産運用サービスの集積・拡充に資する支援
  - ① 規制改革（金融関連、ビジネス・生活環境等関連）
  - ② 運用面の改善（行政サービスの英語対応の拡充等）
- 2 金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野（スタートアップ・GX等）に関する支援
  - ① 規制改革、② その他の支援

## II 地域の主体的な取組み

- 1 金融・資産運用サービスの集積・拡充に向けた取組み
  - ① ビジネス・生活環境の整備、税財政面その他の支援
  - ② 行政サービスの充実（英語対応の拡充等）
- 2 金融・資産運用の投資対象として一体的に推進する成長分野（スタートアップ・GX等）に関する取組み

## 進め方

～2024年2月：対象地域となることを希望する自治体から提案を募集。**東京・大阪・福岡・札幌**から提案を受領

**2024年3月～**：規制改革事項等について、金融庁および国家戦略特区WGで議論

**2024年6月頃**：ビジネス・生活環境等の規制改革や国家戦略特区の指定等については国家戦略特区諮問会議等に諮るとともに、**対象地域や国・自治体の取組み等を盛り込んだ「金融・資産運用特区」のパッケージを金融庁にて公表予定**

- 新興運用業者は、マネジャー個人としては過去の運用実績（トラックレコード）があっても、新たに興した会社としては実績がないため、シードマネーを獲得することが難しいといった指摘がある。
- **官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図る**ための取組を実施。



- 金融機関に、**新興運用業者の積極的な活用**※や、**単に業歴が短いことのみによって排除しないこと**を要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
- アセットオーナー・プリンシプル（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
- 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供。
- 運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制 緩和**を実施。

※ 複数の金融グループにおいて、独自の新興運用業者促進プログラムを設け、新興運用業者への資金供給の拡大を計画する動きあり。

## アセットオーナーに向けた取組

---

# アセットオーナー・プリンシプル

- アセットオーナーは、受益者の最善の利益を追求する観点から、運用目的に基づき目標を定め、その実現のために運用委託先を厳しい眼で見極める必要。
- アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、共通して求められる役割があると考えられる。
- このため、アセットオーナーに係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）を本年夏目途に策定。

アセットオーナー	種別	所管省庁	資産規模	実施主体数	スチュワードシップ・コード受入表明
年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）	年金	厚生労働省	200.1兆円	—	○
国家公務員共済組合連合会（KKR）	年金	財務省	9.2兆円	—	○
地方公務員共済組合連合会	年金	総務省	28.7兆円	—	○
日本私立学校振興・共済事業団	年金	文部科学省	4.6兆円	—	○
企業年金連合会（PFA）	年金	厚生労働省	12.2兆円	—	○
国民年金基金連合会	年金	厚生労働省	4.6兆円	—	○
企業年金（DB）	年金	厚生労働省	66.2兆円	11,545	62
独立行政法人中小企業基盤整備機構	年金	経済産業省	11.1兆円	—	○
独立行政法人勤労者退職金共済機構	年金	厚生労働省	6.4兆円	—	○
生命保険会社	保険	金融庁	408.3兆円	42	20
損害保険会社	保険	金融庁	29.5兆円	33	4
国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）	大学等	文部科学省	10.0兆円	—	○
国立大学法人・大学等を設置する学校法人	大学等	文部科学省	N/A	N/A	1



## 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）要旨

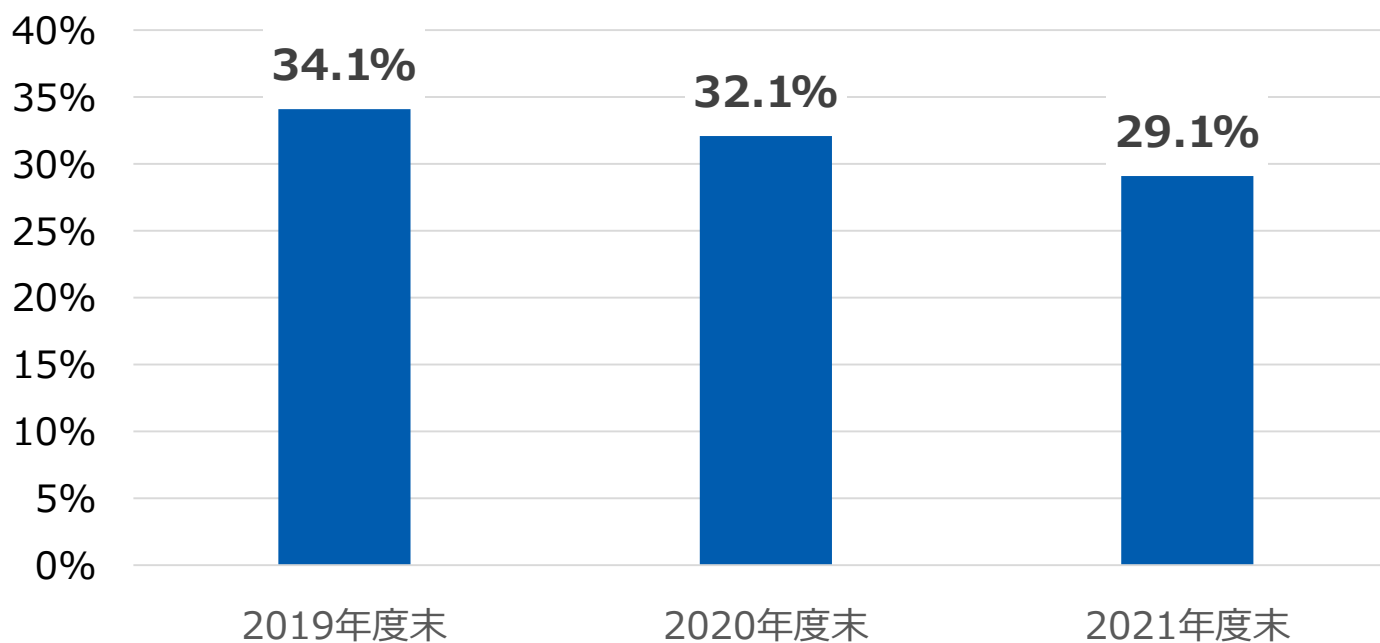
- 企業年金は、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。また、人への投資の一環としても、その役割は重要。
- 企業年金が、こうした役割を最大限に発揮し、加入者等の利益を最大化するためには、企業年金においても運用力の向上に向けた取組を進めていくことが重要。

- 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、**運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変える**などの見直しを促進
- 小規模DBが**企業年金連合会の共同運用事業**を活用できるよう、**選択肢拡大を含め、事業の発展等**に向けた取組を促進
- 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など**運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化**、継続投資教育、**取組事例の横展開**等の取組を促進
- 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、運用状況等を含む情報の**他社と比較できる見える化**を行う

→ 厚労省審議会等にて具体策を議論。「見える化」の具体策等については、次期年金制度改革に関する結論と併せて（本年末）結論を得る予定。

- 企業型DC加入者が指図する運用商品について、元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合は依然として約3割に上る。

## 元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合



(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料 (2022年3月末)」

## 成長資金の供給と運用対象の多様化、情報発信

---

## 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
  - ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
  - 投資型クラウドファンディングに係る規制緩和
  - 非上場有価証券の流通を促進するための規制緩和 など
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**
  - 投資信託への非上場株式の組入れを可能とする
  - 資産運用会社や有識者等の多様な関係者による対話の場である、「サステナビリティ投資商品の充実にに向けたダイアログ」を開催 など

## 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家等と対話を行い、ニーズを把握し、これに沿った形で資産運用業の改革を進めていくため、内外の資産運用会社を中心に、関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラム**を立ち上げ。そのための**準備委員会を2023年内に設立**。

- 資産運用立国や国際金融センターの実現に向けたJapan Weeksを2023年9月25日から10月6日に開催。海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致し、多くのイベントを開催。
- 資産運用立国の実現に向けた新たな施策を表明したほか、日本での資産運用の課題や政府への期待について意見を収集。



## (参考) ラウンドテーブルの参加者一覧

### <海外アセットオーナー>

杉本 健 駐日代表	シンガポール政府投資公社 (星の政府系投資機関)
ガーネム・アル・ガーニマン マネージングディレクター	クウェート投資庁 (クウェートの政府系投資機関)
カルロ・トラットーニ 資産運用CEO	ゼネラリ (イタリアの保険会社)
ハワード・リー 副CEO	香港金融管理局 (香港の金融当局)
ヤシード・アルフミード 副総裁	パブリック・インベストメント・ファンド (サウジの政府系投資機関)
マンスール・ビン・エフザム・アル・マフムード CEO	カタール投資庁 (カタールの政府系投資機関)
ワリード・アル・ムハイリ 副グループCEO	ムバダラ (UAEの政府系投資機関)
ディルハン・サンドラセガラ CEO	テマセク (星の政府系投資機関)
ソンホ・ジン CEO	韓国投資公社 (韓国の政府系投資機関)
ラファエル・アークト CEO	フューチャー・ファンド (豪の政府系投資機関)
ジャグディーブ・パチャール CIO	カリフォルニア大学理事会
進藤 達 CIO	国連合同職員年金基金
ヘレン・ティーン CEO	NEST (英国の年金基金)

### <海外アセットマネージャー>

ラリー・D・フィンク CEO	ブラックロック (米)
重富 隆介 日本CEO	ブラックストーン (米)
神田 有宏 日本CEO	ブルックフィールド (カナダ)
ベレナ・リム アジアCEO	マッコーリー (豪)
スコット・C・ナートル 共同CEO	KKR (米)
アデバヨ・オグレンシ CEO	グローバル・インフラストラクチャー・パートナーズ (米)
アレクス・クリス 新規調達グローバルヘッド	ジェネラル・アトランティック (米)
ブルーノ・デ・バンベロンヌ 投資顧問会長	ティクオー・キャピタル (仏)

### <本邦機関>

植田 栄治 理事長	年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF)
高倉 透 取締役	三井住友トラスト・ホールディングス
亀澤 宏規 代表執行役社長 グループCEO	三菱UFJフィナンシャルグループ
清水 博代表取締役社長	日本生命
稲垣 精二 取締役会長	第一生命
高島 誠 取締役会長	三井住友銀行



10月6日、岸田総理とグローバル投資家のラウンドテーブルの様子。



- 2023年に初めて開催したJapan Weeksには、国内外から延べ1万人超が参加。
- 昨年に続き2回目の開催となる**2024年のJapan Weeksは、9/30 – 10/4をコアウィーク**とし、この前後週に関係団体が開催するイベントも包含する形で開催。
- 資産運用立国の取組を内外の関係事業者のニーズに沿って進めるための対話等の場として、国内外の資産運用会社等が参加する「資産運用フォーラム」の立ち上げを、準備委員会において検討中。
- Japan Weeksの期間中、**10/3に東京において「資産運用フォーラム」の立ち上げイベントを開催**予定。「資産運用立国実現プラン」に関する意見交換に加え、新興運用業者やサステナブルファイナンスの促進などが議論される見込み。

## <資産運用フォーラム準備委員会の構成>

メンバー	米国	ブラックロック・ジャパン株式会社	有田浩之 代表取締役社長CEO
		ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社	重富隆介 代表取締役会長
		株式会社KKRジャパン	平野博文 代表取締役社長
	日本	アセットマネジメントOne株式会社	杉原規之 代表取締役社長
		ニッセイアセットマネジメント株式会社	大関洋 代表取締役社長
		野村アセットマネジメント株式会社	小池広靖 CEO兼代表取締役社長
		三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	菱田賀夫 代表取締役社長
準備委事務局	金融庁、ブルームバーグ・エル・ピー		

## <意見交換における主な発言>

- ここまで金融改革が日本で盛り上がった記憶は未だかつてなく、日本政府の力強いコミットメントを感じることができた。
- 日本経済のファンダメンタルの良さを信頼している。政策の安定性、投資家フレンドリーな投資環境、大きな実体経済などである。
- 日本が力強く持続可能な成長がキーポイントだと考えている。マーケットのファンダメンタルに加えて、金融関連の改革が後押しになっている。低金利、政治的安定性、豊富な顧客ベースといった魅力がある。
- 日本のマーケットへの魅力は数点感じている：①上場株式で割安に放置されているブルーチップ（優良銘柄）の存在や株主価値向上施策などへの期待、②Private Equity (PE) 市場（AI、量子コンピューター、バイオテックなど）、③低金利のためレバレッジ投資ができる不動産市場（ロジスティック、データセンター）、④インフラ（再生エネルギー、カーボンニュートラル）。2050年のカーボンニュートラルに向けた長期的なロードマップが示されており、大変魅力的である。
- 日本政府及び業界の取組には大変感謝をしている。コーポレートガバナンスの改革も素晴らしく、ポジティブな結果が出ている。我々グローバルな投資家もこれらをポジティブに受け止めている。GXも日本の会社は競争力がある。Private Equity市場にも改革を感じている。特にライフサイエンス、バイオテクノロジー、ロボティクスなどの分野で成長が続いている。是非とも今後とも日本とのパートナーシップを強化していきたい。
- 歴史が繰り返されているのは明らかであり、日本は今、驚異的な経済的変貌を遂げようとしている。そしてそこには、1980年代の奇跡の響きがある。私は、総理がこの大転換を導いたことを大いに称賛する。だからこそ、この部屋には世界有数の投資家が集まっている。彼らは、日本経済を活性化させるための総理の偉大な取組に参加したいと考えている。なぜなら、この変革に参加することは、最終的に、当社やこの国に利益をもたらすだけではないことを知っているからだ。この変革に参加することは、我々を信頼して経済的目的を達成しようとしている、何百万人もの人を助けることにもなる。日本の長い歴史における有望な次章に、誰もが参加できる方法を見つけることを非常に楽しみにしている。

## 米ブラックロック CEO（ラリー・フィンク氏）のワシントンポスト・インタビュー（2月8日）の要旨

- NISA等に関連する新しい政策によって、資産運用業界はこれまで預貯金に眠っていた巨額の資金を改革し、資本市場、日本の株式市場に投資しようとしている。これは大きな変化である。
- 日本政府は新たな改革を行っている。株式市場は上昇している。子供たちの将来が過去30年間よりも良くなることを期待する人が増えてきている。私は、ほとんどの投資家が投資を続け、長期的な設定で投資し、貯蓄を長期的な投資に変えていくと信じている。これは非常に重要なことだと思う。
- そしてこれは、日本に新たな希望が生まれつつあることを示す大きな指標でもある。そしてこの希望は、より大胆で大きな資本市場へと変化していだろう。より大胆で大きな資本市場を持つことで、日本企業はグローバルな競争力を高めることができる。株価収益率が高いほど、日本企業の業績は向上する。私はこうした日本の改革についてかなり楽観的である。そしてこの改革は、日本に入ってくる海外の投資家に新たな機会を与えている。
- 昨年10月、ブラックロックは、日本政府とともに、日本を知るために海外の投資家グループを日本に招いた。これらの投資家のほとんどは、日本への投資をあまりしたことがなかった。彼らは多くの場合、日本は長期的な貯蓄先としてふさわしくないとして敬遠していた。しかし投資家たちは、日本への投資に対して、より多くの熱意とはるかに大きな自信を深めて帰っていった。私たちはこれを2023年に目の当たりにし、2024年にも目にし始めている。海外からの投資家が日本に戻ってくるのを目の当たりにしている。私は、これが今後数年間の基礎になると信じている。これは日本のルネッサンスだ。
- グローバル化の再構築を見ると、中国では国際投資からの資金流出が始まっている。日本は、このようなグローバルなフローの再構築における目的地のひとつである。特に日本が、生産性を向上させGDPを押し上げる、AIやロボット工学の加速化するトレンドに適応し、これが個人投資家によるNISA口座への投資を強化することで、この傾向が今後数年にわたり続き、また個人投資家は、投資の長期的に前向きなトレンドを目の当たりにすると信じている。

## 米KKR 共同CEO（スコット・ナートル氏, ジョセフ・ベイ氏）のワシントンポスト・インタビュー（2月8日）の要旨

- 日本には急成長しているテクノロジー産業があるだけでなく、日本の家庭は伝統的に資産運用に抵抗があり、資産を現金や銀行口座に保管しておくことを好んできた。日本には未実現の経済的機会が膨大に存在している。
- 日本がある種の経済的なルネッサンスを経験していると考えている。岸田総理のもとでモメンタムを増している、上場企業に焦点を当てて進行中のコーポレート・ガバナンス改革についても、肯定的な見方をしている。
- 米国のコングロマリットがコアビジネスに集中し始めた70年代から80年代に経験した変化（と現在の日本）には、多くの類似点がある。日本企業はグローバル市場で競争するための大きな可能性を秘めている。
- 外資系資産運用会社への市場開放は、個人を含むすべての関係者に利益をもたらすはずである。資産運用立国に関する政策は、消費者への長年の利益相反に対処するもの。今日まで、日本の既存の資産運用会社の多くは銀行や証券会社の関連会社であった。これは、投資に関する客観的で独立したアドバイスにアクセスしたい消費者にとっては障害となりうる。時間をかけて、日本の資産運用会社は、日本の消費者が期待するリターンを提供するために、そのアプローチを根本的に見直す必要がある。
- 日本が徐々に持続可能なインフレへの経路に移行しつつあり、（日本銀行が）ゼロ金利政策の終了を検討している今、日本の個人投資家は退職後の貯蓄を守るために、全く新しい資産運用方法を受け入れる必要がある。すなわち、アセットマネジャーと協働して、現金から、様々なリスクプロファイルに対応した、よりリターンの高い資産クラスに移行する必要がある。
- 新しい政策は競争環境に新たな選択肢を加えることで消費者に利益をもたらすだけでなく、日本国内の既存の投資業界を刺激し、発展させるものと期待している。
- 日本には数兆ドル規模のビジネスチャンスがある。日本がグローバルなステージで資産運用の目的地としてますます目立つ中、市場、文化、投資家の考え方を深く理解する資産運用会社には重要な役割を果たす用意がある。



## 米キャピタル・グループCEO（マイク・ギトリン氏）の日本経済新聞インタビュー（2月27日）の要旨

- （日本の株価上昇をどうみていますか。）我々は日本企業の変化を目の当たりにしている。ガバナンスを改革し株主の声に耳を傾ける経営に変わってきた。事業を再構築し、配当や自社株買いを増やしている。経営トップに女性が登場するなど多様化も進んでいる。働き手の転職意欲の高まりも変化だ。これらすべてが実現し日本株が押し上げられている。
- （長期低迷の30年をどう振り返りますか。）過去30年、海外投資家は日本が変わると信じて投資するたびに失望してきた。しかし今回は違う。企業行動の変化は本物で、この先も持続していこう。世界の競合と比べて10年前、20年前よりずっと日本企業が注目されている。
- （キャピタルとして投資したい日本企業は。）すべての企業が変化しているわけではない。投資先選びで重要なのは特定の業種ではなく、個々の企業の経営者だ。変化を常に望み、株主価値を高める意欲をもつ経営者かどうかをみる。だからこそ当社は東京拠点到投資のプロを置き、経営者と面談している。
- （日本でのビジネス機会をどう考えますか。）投資に対する家計の意識は変わっていくだろう。インフレとNISA（少額投資非課税制度）の2つが大きい。インフレ下で現金のままでは購買力を失う。資産運用が大事で、NISAがそれを後押しする。
- 長期の資産形成で『TSUMITATE（つみたて）』は重要だ。当社は中堅・中小企業向けやファイナンシャルプランナー支援に力を入れる。単に商品を売るのではなく、顧客の資産構成や相続、保険など様々な場面で貢献したい。
- 「歴史的に、選挙結果で売買することは得策ではない。大事なのは（結果にかかわらず）投資を継続することだ。当社は今後20年で、株式で年率7%程度、債券で同4~4.5%のリターンを想定した長期的視野の投資にのぞんでいる」



## 資産運用業の改革

<p>① 大手金融グループにおける運用力向上等のためのプランの策定・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでに15のグループ等がプランを公表</li> </ul>
<p>② 金融・資産運用特区の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地域となることを希望する自治体から提案を募集。東京・大阪・福岡・札幌から提案を受領</li> <li>● 規制改革事項について関係省庁と協議を進め、国家戦略特区諮問会議等に諮りつつ、自治体の取組等を含む特区のパッケージを6月に公表予定</li> </ul>
<p>③ 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数の金融グループが新興運用業者への資金供給拡大を表明</li> <li>● 新規参入促進に向け、規制緩和等を行うための改正法案※を国会提出（3/15）</li> </ul> <p>※ 運用業者のミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和。</p>

## アセットオーナーシップの改革

<p>④ アセットオーナーに係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本年夏の策定へ向け、実務的な検討を行う作業部会を資産運用立国分科会の下に設置（3/7）</li> </ul>
<p>⑤ 企業年金の改革（運用力の向上、加入者のための運用の見える化の充実など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚労省審議会等にて具体策を議論。「見える化」の具体策等については、次期年金制度改革に関する結論と併せて（本年末）結論を得る予定。</li> </ul>

## 対外情報発信・コミュニケーションの強化

<p>⑥（世界の資産運用会社等のニーズに沿って改革を進めていくための）資産運用フォーラムの立ち上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フォーラムの活動内容等を検討するための準備委員会を設立（昨年12月）</li> <li>● 本年秋に「Japan Weeks」を開催し、その中で「資産運用フォーラム」を立ち上げるべく、準備 ※ Japan Weeksのコアウィーク：9/30～10/4</li> </ul>
---	---